

令和4年第3回岩泉町議会
定例会会議録目次

第1号（9月8日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	6
・報告第1号 令和3年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について	
・報告第2号 令和3年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・承認第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・同意第1号 岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
・同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
・議案第 8 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第 1 号～議案第 7 号の上程、説明、委員会付託	1 5
・議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3 号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4 号 令和 4 年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）	
・議案第 5 号 令和 4 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 6 号 令和 4 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 7 号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）	
認定第 1 号～認定第 8 号の上程、説明、委員会付託	1 7
・認定第 1 号 令和 3 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3 号 令和 3 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4 号 令和 3 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5 号 令和 3 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6 号 令和 3 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 7 号 令和 3 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
・認定第 8 号 令和 3 年度岩泉町水道事業会計決算	
一般質問	2 5
8 番 坂本 昇議員	2 6
1 番 千葉泰彦議員	3 5
13 番 八重樫龍介議員	4 8
6 番 三田地久志議員	5 4
散会の宣告	6 3

出席議員	6 5
欠席議員	6 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名	6 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	6 6
議事日程	6 7
開議の宣告	6 9
議事日程の報告	6 9
一般質問	6 9
7番 林崎寛次郎議員	6 9
2番 佐藤安美議員	7 6
4番 畠山和英議員	8 1
散会の宣告	9 5

第 3 号 (9月12日)

出席議員	9 7
欠席議員	9 7
職務のため議場に出席した者の職・氏名	9 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	9 8
議事日程	9 9
開議の宣告	1 0 1
議事日程の報告	1 0 1
議案第1号～議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 1
・議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について	
・議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)	
・議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	

・議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）	
散会の宣告	104
第4号（9月16日）	
出席議員	105
欠席議員	105
職務のため議場に出席した者の職・氏名	106
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	106
議事日程	107
開議の宣告	109
議事日程の報告	109
認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	109
・認定第1号 令和3年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第2号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第3号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第4号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第5号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第6号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第7号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
・認定第8号 令和3年度岩泉町水道事業会計決算	
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	112
閉会の宣告	113
署名	115

令和4年第3回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和 4 年 8 月 2 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令和 4 年 9 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令和 4 年 9 月 8 日 午後 2 時 3 5 分				
出席及び欠席議員 出席 1 3 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛	代表監査委員	箱 石 憲 市
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和4年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年9月8日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 令和3年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第5 報告第2号 令和3年度教育委員会事務点検評価報告書(主要施策の成果に関する報告書)

日程第6 承認第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第7 同意第1号 岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第8 同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第9 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第10 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)

日程第14 議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 1 6 議案第 7 号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 認定第 1 号 令和 3 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 1 8 認定第 2 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 1 9 認定第 3 号 令和 3 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 0 認定第 4 号 令和 3 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 1 認定第 5 号 令和 3 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 2 認定第 6 号 令和 3 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 3 認定第 7 号 令和 3 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 4 認定第 8 号 令和 3 年度岩泉町水道事業会計決算
- 日程第 2 5 一般質問

散会 の 宣 告

◎開会の宣告

- 議長（菊地弘巳君） ただいまから令和4年第3回岩泉町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
(午前10時00分)
-

◎開議の宣告

- 議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、合砂丈司さん、
12番、三田地泰正さん、13番、八重樫龍介さんを指名します。
-

◎会期の決定について

- 議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、9月5日、議会運営委員会で決定
を見たものでありますが、本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月16日までの9日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会臨時会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会臨時会及び岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 令和3年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第2号 令和3年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）について報告を求めます。

報告第1号は、三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 令和3年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和3年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率名、令和3年度、早期健全化基準の順に読み上げさせていただきます。実質赤字比率、「一」、14.29%。連結実質赤字比率、「一」、19.29%。実質公債費比率、14.0%、25.0%。将来負担比率、「一」、350.0%。

備考、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「一」を記載するものとする。

2、資金不足比率。会計名、令和3年度、経営健全化基準の順に読み上げさせていただきます。水道事業会計、「一」、20.0%。観光事業特別会計、「一」、20.0%。公共下水道事業特別会計、「一」、20.0%。

備考、資金不足がない場合は、「一」を記載するものとする。

令和4年9月8日、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 次に、報告第2号は、佐々木剛教育次長。どうぞ、お願ひします。

〔教育次長 佐々木 剛君登壇〕

○教育次長（佐々木 剛君） 報告第2号 令和3年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、令和3年度教育委員会事務点検評価報告書を提出する。

令和4年9月8日、岩泉町教育委員会。

それでは、少しお時間をいただきまして、報告書の概要について説明をさせていただきます。3ページをお開きいただき、目次を御覧ください。報告書の構成であります、はじめにの部分で4項目に、点検評価結果の部分で5項目に区分して、この報告書を作成しております。

それでは、4ページのはじめにを御覧ください。1、趣旨であります、この報告書作成の根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされておりますことから、今回報告書を議会に提出しようとするものであります。

2、点検評価の対象ですが、令和3年度における教育委員会所管の主な施策、事業等となっております。

3、点検評価の方法ですが、施策、事業の進捗状況を確認して、点検評価を行うとともに、あわせて、課題の分析及び今後の対応方向を示しております。

なお、点検評価に当たりましては、客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する外部の方を委員に委嘱し、8月18日に会議を開催し、様々なご意見等を頂戴したところでございます。なお、委員には、記載の3人の方にお願ひしたところであります。

次に、4、点検評価結果報告の構成ですが、（1）、点検評価の項目では、点検評価の対象を御覧のアからエまでの5項目に区分し、点検評価を行ったところです。

次に、5ページを御覧ください。（2）、領域目標と（3）、現状と課題、目指す姿につきましては、第8次岩泉町教育振興基本計画に掲げております目標及び現状と課題、目

指す姿をそれぞれ掲載しております。(4)、取組項目と(5)、進捗状況・評価では、実施した主な取組概要と進捗状況を記載し、事務局内の自己点検と自己評価を行っております。(6)、現状値・最終目標値では、第8次岩泉町教育振興基本計画における目標値と令和3年度の現状値を掲載しております。(7)、主な事業実施状況では、令和3年度 of 主な事業名と実施内容、金額を記載しております。(8)、点検評価委員等からの主な意見では、点検評価委員と教育委員からいただいた意見などを掲げ、(9)、今後の課題と対応方向では、前述の意見等を踏まえまして、今後の取組を進める上での課題と対応方向を示しております。

本日は、時間の関係で詳細な省略は説明させていただきますが、内容をご確認いただきまして、後日開催される決算審査特別委員会で質疑等をいただければと存じます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、承認第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求めらる。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度岩泉町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,515万

7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,491万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和4年8月4日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、さきの町議会全員協議会でもご説明申し上げておりましたが、8月3日に降り続いた大雨により、被災した施設を早急に復旧するため、直ちに予算の措置が必要であることから、令和4年8月4日付で専決処分したものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。9ページをお開き願います。10款1項1目農業施設災害復旧費ですが、まず2節の会計年度任用職員給料から、13節の重機借上料及び15節原材料費につきましては、牧道9路線で発生した路面洗掘について、直営での復旧工事を行うべく予算計上をしたものでございます。

次に、14節の農業用施設災害復旧工事540万円を計上しており、これは農地へ向かう法定外公共物、いわゆる赤線の3路線で発生した路面洗掘の災害復旧工事を行うものであります。

同じく14節農道施設災害復旧工事50万円を計上しており、これは農道1路線で発生した路肩洗掘や路面洗掘の災害復旧工事を行うものであります。

次に、2目林業施設災害復旧費、13節に重機借上料30万円、14節には林道施設災害復旧工事230万円を計上しております。これは、林道の2路線で発生した路面洗掘について災害復旧工事を行うものであります。

続きまして、3項1目道路橋梁災害復旧費、12節に測量設計委託料1,430万円を計上しております。これは、災害復旧に係る測量設計委託を行うものであります。

同じく14節では、公共土木施設災害復旧工事で150万円を計上しております。これは、町道2路線の排水ます土砂詰まり及び路肩洗掘の災害復旧工事を行うものでございます。

次に、2目河川災害復旧費、14節に河川災害復旧工事580万円を計上しております。これは、町管理河川の3河川の埋塞土土砂の撤去、横断管流失等の災害復旧工事を行うも

のでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページを御覧願います。18款2項1目財政調整基金繰入金で1,895万7,000円を追加しております。これは、本補正予算の財源調整として財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

次に、21款1項4目災害復旧事業債で1,620万円を追加しております。これは、農道、林道、道路、河川の各災害復旧工事について、一般単独災害復旧事業債の導入を予定しているものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、5ページにお戻り願います。第2表、地方債補正でございます。災害復旧事業において、追加の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を10億3,170万円とするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、同意第1号 岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第1号 岩泉町大川財産区管理委員の選任に関し同意を
求めることについて。

次の者を岩泉町大川財産区管理委員に選任したいので、岩泉町大川財産区管理会条例
第3条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、前川超。佐藤崇。佐藤明。青木久継。畠山利勝。三上朝雄。佐藤文喜。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町大川財産区管理委員が、令和4年9月30日をもって任期満了となる
ことに伴い、同委員を選任しようとするものである。

参考資料としまして、次のページから各委員の略歴書を添付してございますので、御
覧願いたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第2号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、大川義之。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町教育委員会委員大川義之が、令和4年9月19日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

参考資料としまして、次のページに略歴書を添付してございますので、御覧願いたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから同意第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、学校給食共同調理場調理用備品。品名、食器消毒保管庫。数量、3台。契約金額、687万5,000円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、盛岡市本町通三丁目19番6号。氏名、三機商事株式会社、取締役社長、高原三雄。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。学校給食共同調理場の調理用備品を買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料に学校給食共同調理場調理用備品の概要をおつけしております。

納期は、令和5年1月31日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） 今回、食器消毒保管庫ということですが、どうもこの形式の番号だけではなかなか理解ができないので伺いますが、一般的にこういうものを買う場合は、大ききなり形式なり、あるいはまたどのぐらいの容量なのか、寸法なのか、知らせ

るべきだと思うのですが、その点についてどのようなものなのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木剛教育次長、答弁。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

今回購入いたします食器消毒保管庫でございます。これは、寸法が2メートル56センチ、それから高さが1メートル88センチ、奥行き97.4センチの保管庫となっております。この保管庫でございますけれども、この用途は、洗浄後のぬれた食器や食缶等を熱風により消毒、乾燥し、翌日まで適切に保管する保管庫となっております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 相当これが3台となれば面積を取ると思うのですが、今の調理場はそのままで、これを設置できるのかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現在この食器消毒保管庫が5台ございまして、今回3台を更新する予定となっております。今回の食器消毒保管庫は、これまで使っていたものと同じサイズになっておりますので、そこに入替えをするような形で考えております。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について。

岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度岩泉町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,782万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,273万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）、第2条、既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,092万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,141万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,081万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第7号までの7件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号までの7件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第17、認定第1号 令和3年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第24、認定第8号 令和3年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） それでは、私のほうから順次ご提案を申し上げます。

申し訳ございませんが、タブレットの表題、認定第1号から第7号、令和3年度岩泉町歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。

まず、令和3年度岩泉町歳入歳出決算書のタブレットページ、3ページ、決算書記載ページの2ページ及び3ページをお開き願います。認定第1号 令和3年度岩泉町一般会計歳入歳出決算書でございます。

次のタブレットページ、4ページ、決算書記載ページの4ページ及び5ページをお開きください。歳入合計でございます。予算現額114億5,845万5,000円、調定額115億1,717万5,480円、収入済額114億9,359万7,557円、不納欠損額57万7,184円、収入未済額2,305万423円、予算現額と収入済額との比較3,514万2,557円でございます。

次のページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額114億5,845万5,000円、支出済額108億4,936万7,969円、翌年度繰越額1億9,621万5,000円、不用額4億1,287万2,031円、予算現額と支出済額との比較6億908万7,031円。歳入歳出差引残額6億4,422万9,588円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、タブレットページ86ページ、決算書記載ページの168ページ及び169ページをお開き願います。認定第2号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定の歳入合計でございます。予算現額12億4,052万3,000円、調定額12億4,835万9,040円、収入済額12億3,800万8,252円、不納欠損額82万6,449円、収入未済額967万4,339円、予算現額と収入済額との比較マイナス251万4,748円。

次のページをお開き願います。事業勘定、歳出合計でございます。予算現額12億4,052万3,000円、支出済額11億9,980万956円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額4,072万2,044円、予算現額と支出済額との比較4,072万2,044円。歳入歳出差引残額3,820万7,296円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページ99ページ、決算書記載ページは194ページ及び195ページになります。診療施設勘定の歳入合計でございます。予算現額3,628万4,000円、調定額3,882万

8,703円、収入済額3,882万8,703円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較254万4,703円。

次のページ、診療施設勘定の歳出合計でございます。予算現額3,628万4,000円、支出済額3,340万8,635円、翌年度繰越額はあります。不用額287万5,365円、予算現額と支出済額との比較287万5,365円。歳入歳出差引残額542万68円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページは107ページ、決算書記載ページは210ページ及び211ページになります。認定第3号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億1,613万2,000円、調定額1億1,603万6,053円、収入済額1億1,575万9,953円、不納欠損額はあります。収入未済額39万1,400円、予算現額と収入済額との比較マイナス37万2,047円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億1,613万2,000円、支出済額1億1,555万9,647円、翌年度繰越額はあります。不用額57万2,353円、予算現額と支出済額との比較57万2,353円。歳入歳出差引残額20万306円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、タブレットページは114ページ、決算書記載ページは224ページ及び225ページになります。認定第4号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定、歳入合計でございます。予算現額16億1,384万9,000円、調定額16億3,525万4,937円、収入済額16億3,267万7,077円、不納欠損額35万円、収入未済額238万6,640円、予算現額と収入済額との比較1,882万8,077円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額16億1,384万9,000円、支出済額15億6,854万7,702円、翌年度繰越額はあります。不用額4,530万1,298円、予算現額と支出済額との比較4,530万1,298円。歳入歳出差引残額6,412万9,375円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、タブレットページは127ページ、決算書記載ページは250ページ及び251ページになります。サービス事業勘定、歳入合計でございます。予算現額1,097万8,000円、調定額1,133万3,266円、収入済額1,133万3,266円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較35万5,266円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1,097万8,000円、支出済額1,051万1,518円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額46万6,482円、予算現額と支出済額との比較46万6,482円。歳入歳出差引残額82万1,748円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページは132ページ、決算書記載ページは260ページ、261ページになります。認定第5号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億7,825万4,000円、調定額1億7,761万4,717円、収入済額1億7,761万4,717円、不納欠損額及び収入未済額はございませぬ。予算現額と収入済額との比較マイナス63万9,283円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億7,825万4,000円、支出済額1億6,418万8,847円、翌年度繰越額は199万1,000円、不用額1,207万4,153円、予算現額と支出済額との比較1,406万5,153円。歳入歳出差引残額1,342万5,870円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページは140ページ、決算書記載ページは276ページ及び277ページになります。認定第6号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額2億5,672万5,000円、調定額2億5,664万4,965円、収入済額2億5,568万4,675円、不納欠損額はございませぬ。収入未済額96万290円、予算現額と収入済額との比較マイナス104万325円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額2億5,672万5,000円、支出済額2億4,793万2,307円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額879万2,693円、予算現額と支出済額との比較879万2,693円。歳入歳出差引残額775万2,368円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページは148ページ、決算書記載ページの292ページ及び293ページをお開き願います。認定第7号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額1,218万6,000円、調定額1,225万9,448円、収入済額1,225万9,448円、不納欠損額及び収入未済額はございませぬ。予算現額と収入済額との比較7万3,448円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1,218万6,000円、支出済額1,130万

2,458円、翌年度繰越額はございません。不用額88万3,542円、予算現額と支出済額との比較88万3,542円。歳入歳出差引残額95万6,990円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この会計別決算書のほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算附属資料を提出してございます。ご参照いただきまして、ご審議くださるようお願いいたします。

最後に、別つづりになります表題、認定第8号 令和3年度岩泉町水道事業会計決算書でございます。

タブレットページは4ページ、決算書記載ページの3ページ及び4ページをお開き願います。認定第8号 令和3年度岩泉町水道事業会計決算報告書。款ごとに合計額で申し上げます。(1)、収益的収入及び支出。収入、第1款水道事業収益、予算額合計3億9,416万5,000円、決算額3億9,582万609円、予算額に比べ決算額の増減165万5,609円。支出、第1款水道事業費用、予算額合計4億6,408万7,000円、決算額4億5,422万4,045円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額はありませぬ。不用額986万2,955円。

続いて、次のページを御覧願います。(2)、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入、予算額合計2億2,520万5,000円、決算額2億2,452万6,440円、予算額に比べ決算額の増減マイナス67万8,560円。支出、第1款資本的支出、予算額合計2億8,974万4,000円、決算額2億8,903万8,727円、翌年度繰越額はございません。不用額70万5,273円。

令和4年9月8日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この決算報告書のほか、財務諸表をおつけしておりますので、ご参照の上、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、箱石憲市代表監査委員から決算審査結果について報告を求めます。

箱石代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 箱石憲市君登壇〕

○代表監査委員（箱石憲市君） 監査委員の箱石憲市です。よろしくお願いたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するた

めの基金の運用状況並びに水道事業会計の決算を審査しましたので、その概要を説明申し上げます。

初めに、岩泉町歳入歳出決算審査について説明いたしますので、「令和3年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況」審査意見書を御覧ください。

審査意見書1ページをお開きください。「令和3年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況」審査意見書。

第1、準拠基準。岩泉町監査基準。

第2、審査の概要。1、審査の種類、地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び第241条第5項に基づく定額資金運用基金の審査。

2、審査の対象。(1)、令和3年度各会計歳入歳出決算。ア、岩泉町一般会計歳入歳出決算から、キ、岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算までの7件。(2)、令和3年度岩泉町財産に関する調書。(3)、令和3年度岩泉町定額の資金を運用するための基金の運用状況。

3、審査の着眼点。令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼とした。

4、審査の主な実施内容。各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書及びこれらに関する書類の試査(帳簿突合、計算突合、分析的手続)。

5、審査の実施場所及び期間。(1)、実施場所、監査委員室。(2)、実施期間、令和4年度7月26日から令和4年8月24日まで。(3)、講評に対する弁明または見解の聴取、令和4年8月24日。

第3、審査の結果。各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書については、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であると認められた。

財務に関する事務の執行、財産の管理等に関する事務については、おおむね適正であると認められた。

定額の資金を運用するための各基金の運用状況については、法令及び設置目的に沿って適正であると認められた。

第4、審査意見を申し上げます。

4ページをお開き願います。県河川改修事業負担金等、翌年度以降に繰り越した事業があるものの、全般的に事務事業はおおむね的確に執行されているものと認められる。

厳しい財政環境の中、実質公債費比率は上昇傾向にあるものの、町債現在高は減少し、主要基金の保有額も台風災害を受けた平成28年度の水準を超えており、堅実な財政運営は評価するところである。

本年度の決算状況は、おおむね良好であったが、今後の財政運営を展望すると、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う経済の悪化や少子高齢化、さらには生産人口の減少等による税収減や地方交付税の減少が懸念され、厳しい財政環境が続くものと予測される。将来にわたり安定した行政サービスを提供するために基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を堅持し、持続可能な行財政運営に努められたい。

結びに、岩泉町総合計画「岩泉町未来づくりプラン」に基づき、目指すべき将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、着実に各種施策を実行し、本町の持続ある発展に取り組まれるよう期待するものである。

以上、第1から第4までを説明いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等で、審査意見書に記載のとおりです。

次に、水道事業会計決算審査について説明しますので、「令和3年度岩泉町水道事業会計決算審査意見書」、1ページをお開きください。

令和3年度岩泉町水道事業会計決算審査意見書。

第1、準拠基準。岩泉町監査基準。

第2、審査の概要。1、審査の種類。地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査。

2、審査の対象。令和3年度岩泉町水道事業会計決算。

3、審査の着眼点。令和3年度水道事業会計決算報告書及び附属書類について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、さらに適正かつ効率的に執行されているか等を主眼とした。

4、審査の主な実施内容。決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が適正

に作成されているかを会計帳票及び関係書類と照合するとともに、既に実施した監査及び例月出納検査の結果を併せて参照し、必要に応じて関係職員に説明及び資料の提出を求めて審査を実施した。

5、審査の実施場所及び期間。(1)、実施場所、監査委員室。(2)、実施期間、令和4年6月14日から令和4年7月13日まで。ただし、貯蔵品の実地棚卸の立会の手続は、令和4年3月31日に実施した。

第3、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確で、当事業の当年度の経営成績及び財務状態を適正に表示しているものと認められた。

第4、審査意見を申し上げます。2ページ中段を御覧ください。

人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う修繕や更新、燃料費の高騰等により、今後の経営環境はより厳しさを増すと考えられる。安全な水道水を安定して供給するために、経営の効率化と透明化を進め、一層の経営の健全化に努められたい。

水道は重要なライフラインであり、日常生活を送る上で必要不可欠である。災害発生時には、その重要性を改めて実感しているところである。これまでも、東日本大震災、平成28年台風10号豪雨災害等においては、甚大な被害が発生している。非常時に備え、危機管理体制の整備と災害発生時の飲料水の確保・供給や早急な施設の復旧などの対応に万全を期されたい。

第5、水道事業会計の決算の概要につきましては、審査意見書に記載のとおりです。

以上、2つの審査意見書の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お配りしております「審査意見書」を御覧いただくようお願いいたします。

決算審査に当たりましては、議会選出の坂本昇監査委員とともに行い、審査意見につきましても、合議の上決定したものであります。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

お諮りします。日程第17、認定第1号から日程第24、認定第8号までの8件について、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については、税務出納課において閲覧できるよう当局に申し入れたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場におりますので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類が閲覧できるよう申し入れします。

○議長（菊地弘巳君） ここで、コロナ感染予防対策の換気のため午前11時30分まで休憩します。

休憩（午前11時18分）

再開（午前11時30分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第25、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。急速な新型コロナウイルス感染者の増加や異常気象による長雨対応など、住民の安心安全確保のため、日夜業務の遂行に当たっている中居町長はじめ、職員の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げながら、次の2点について伺います。

1点目は、官民連携によるまちづくりにおける地域おこし協力隊との連携についてであります。

岩泉町未来づくりプランでは、まちづくりの3つの理念の1つに、「多様な主体と行政の協働によるまちづくり」を定め、地域振興協議会との連携や情報発信による開かれた行政の推進に力を入れております。

先般、各地区で開かれた住民との町政懇談会では、多数の参加者が見受けられ、活発な意見交換が行われました。その中で当局から説明があった今年6月に実施した未来づくりプランに対する住民アンケートの結果では、町政の推進には行政と住民の協働が重要である、必要と思うと答えた町民が84.7%であったとのことであります。

そこで、まず前段として、町が進めようとしている若者や移住者等の雇用の場、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出する「特定地域づくり事業」の推進への取組について伺います。

今年3月定例会の一般質問で、特定地域づくり事業の活用には協同組合が必要であり、事業者から雇用ニーズのヒアリングを行い、実施の可能性を検討していくとお答えいただきました。

現時点でヒアリングは行われたのか、町内事業者からはどのような反応があったのか、その後の経過を含め伺います。

雇用の場の創出や官民協働の推進は、一朝一夕に行われるとは思いませんが、本事業における組合の設立や雇用ニーズのコーディネートを取組は、広い分野でまちづくりにヒントを与えてくれるものと考えます。

民の立場である地域おこし協力隊の方々による活動は、数多く考えられ、次のような発展もその一つと考えます。例えば協力隊同士の連携による、1、町の魅力再発見や産

業の掘り起こし・見直し、2、協力隊員自ら事業組合の立ち上げ、3、行政や民間で必要と思われる課題や問題の対応業務、4、専門的な法律対応やNPOの立ち上げ支援、5、自らの体験を生かしたIターン者への対応、6、観光やイベント等の企画、7、クラウドファンディングや地方創生を支援する企業による事業展開、8、ふるさと納税のサポートなど活動に限りはありません。

これらの利点を活用し、3年間の活動の延長上には、独自の生活が確立できる、定住化に向けた明るい材料も見えてくるものと考えます。

地域おこし協力隊の皆さんは、現在20名おられ、加えて3年の任期を終え、定住化されている方が4名いらっしゃいます。どの方を見ても、それぞれ目標を持ち、当町の地域おこしに関わりながら、自らの生活にも充実感や達成感を高めておられると感じております。

隊員の皆様の、特にテーマがフリーであるメンバーによる「連携による地域おこし」について、町長のお考えをお伺いします。

2点目は、高齢化に伴う運転免許証の自主返納対策についてであります。

70歳以上の高齢者は、運転免許の更新に当たり、高齢者講習が必要になります。これは、加齢に伴う身体機能の衰えや判断力の低下など、重大な事故につながるおそれがあるからであります。

報道等でも、90歳の方が事故を起こし、現場にいらながらも「私ではない」という状況もあるとか、自宅近辺でお孫さんが祖父母の運転する車に巻き込まれるなどの事故が後を絶ちません。

また、昨年岩泉警察署管内で発生した全交通事故に占める高齢者の交通事故の割合は、県内で最も高い状況となっております。

高齢になれば、どなたも「いつかは免許返納を」ということが頭をよぎると思います。しかし、当町での免許返納は、通院や買物など行動範囲を大きく狭められることになり、容易に免許返納に踏み切ることができない実態もあります。

このような事故を起こすおそれは高まるが、免許返納には踏み切れない状況を緩和するための措置が必要と思われます。段階的にでも、安全面を重視し、免許返納に踏み切れる施策について、総合交通対策の中で考えられないものかお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、今回の「特定地域づくり事業」につきましては、地域全体の様々な仕事を組み合わせることによって、年間を通じた若者や移住者の雇用の場を創出し、地域産業などの担い手を確保することを目的として実施するものであります。

本事業の推進状況であります。現在様々な会議等の開催時に、制度の紹介や、個別に事業所を訪問し、雇用ニーズのヒアリングを行うなど、事業への理解を深めていただいております。

介護・福祉関係の事業者や第三セクター等の皆様からは、本制度の活用について前向きな反応をいただいているところであります。

現時点において、組合の立ち上げに必要な4事業者を確保できるめどがついてまいりましたので、本年度中の設立に向けて、引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊隊員同士の「連携による地域おこし」についてであります。

地域おこし協力隊員には、一次産業や観光産業などの様々な募集テーマで、目標を持って活動をしていただいております。いずれも町の課題解決や地域振興につながるものと、このように期待をしているところであります。

また、テーマがフリーの隊員についても、それぞれの目標を持ち、地域振興協議会と連携をしたイベントの運営や、スキルを生かした様々な企画立案などに取り組んでいただいております。

この活動内容につきましても、相互に連携をして地域おこしに取り組んでいる例も見受けられますので、隊員同士の連携がそれぞれの目標達成につながるよう、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

次に、高齢化に伴う運転免許証の自主返納対策についてであります。高齢者に対する支援策として、平成27年度から「路線バス高齢者利用促進事業」に取り組み、利用運賃の負担軽減対策を進めてきたところであります。

しかしながら、高齢者が免許返納に踏み切れない理由として、経済的負担だけではなく、高齢により自宅からバス停まで、あるいはバス停から目的地までの移動が困難になっている事情もあると、このように認識をしております。

このようなことから、現在、地域内で自宅から目的地まで車で移動が可能となる「デマンド交通」の拡大に向けて取り組んでいるところであります。

本年9月からは、町内で最も高齢化率が高い安家地区をフィールドといたしまして、実証運行を開始しているところであります。

実証運行に当たっては、利用者の皆様や運行事業者からご意見やご要望等を伺いながら、利用しやすい交通体系を構築することによって、高齢者が安心して、これまで以上に免許返納ができる環境づくりに取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問ありませんか。どうぞ。

○8番（坂本 昇君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1点目でございますが、各事業所のヒアリングの結果、組合立ち上げに必要な4業者以上は確保できる前向きな取組がなされているということが分かりました。

そこで、その必要な対象事業者が見つかる、そうなるともう片方では、組合をつくる、その組合のメンバーなり、雇用のニーズが必要な組合員が必要かと思うのですが、その見込みについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） まずは、特定地域づくり事業協同組合については、今説明を進めておまして、ピックアップしている事業者で68事業者ぐらいあるかなと思っております。その中で28事業者のほうにヒアリング、説明を申し上げ、いい感触がありまして、その中でも最低の4者の方々が立ち上げに加わるという見込みがつきましたので、立ち上げに向けて動いていきたいと。

今議員おっしゃったように、並行して、ではその組合の中で今度雇用という部分になります。他市町村では、Iターン者というのを目的としながらPRしている部分もあるのですが、本町の場合はIターン者、Uターン者も含め、あとは町内においで働きた

いという方々、それから地域おこし協力隊の卒業生、こういった方々も含め、広くそういったところをやりたいと。今めどがつかまりましたので、年の後半はそういったPRも含めながら、説明、周知していきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） そこで、介護福祉関係の事業者とか第三セクターというご答弁ありました。葛巻等の場合の事例ですと、第一次産業、例えば農業なり畜産の事業者というふうな方々の事業者が、27事業者中からは声が上がっていないかどうか、いかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） この説明、ヒアリングにつきましては、様々な機会を捉え、今やっております。未来づくりプランのヒアリングの中でも、各部門別というので12部門やっています、その中でも説明させていただいていました。ぜひ我々のほうでも一次産業の分野、こういったところも必要だなと思っております、これから、まだ事業者さんたくさんありますので、引き続き後半説明をしながら、ぜひ最初の当初に加わっていただければ、一番それは幸いなのですが、これは立ち上げた後でも、いつでも足しながらいくことはできるので、まずは立ち上げの手续と、それと並行して併せて一次産業であったり、いろんな分野で説明はしていきます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 了解しました。

広報等によってもハローワークへの申請があります。それから、今回のように組合が立ち上がるというか、雇用ニーズの必要な事業所がありますと。ただ、なかなかそういうふうにはハローワークに募集しても、また組合でお願いしますといっても、そのマッチングが、雇用をお願いしたいという人たちが集まれるのかなという懸念がされているわけなのです、私としては。ですので、地域おこし協力隊の方々の3年後の、自分たちもいろんなスキルを積んで、経験を積んで、岩泉のこともよく理解できたと。例えば地域おこし協力隊で入ってきたながら、例えばギョーザの方とかワサビを作っている方とか、即収入につながる地域おこし協力隊の方は多分そのまま収入を得ながら残っていただけるかなと思うのですが、フリーのテーマの方々が継続して収入を得ていけるのかなどうか

というところに、ここに事業づくり推進協議会、この事業というのがとても生きてくるのではないかなという願いから質問させていただいております。

そこで、地域おこし協力隊同士の、今20人研修しているわけですが、その方々のテーマの所得に結びつかない方々でも今から研修しながら、どうだというふうなことで、この組合に移行しながら、そういう事業展開にするというのは考えられないかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つには、地域おこし協力隊の卒業後の定住という部分は、かなりそこは注力して我々も支援しなければならないなと思っております、特定地域づくり事業協同組合の中でいろんなスキルを持った方がおりますので、その中でここに入ってマルチワーク的にやっていただくというのが一つだと思います。例えばワザビをやっていても違う、事例を挙げれば、来ていただいている方でも、潜水士の免許を持ちながらそういうのをやられている方もいると。それでは、そういうスキルを生かしながら、やれる分野もできる可能性はあると思っております。

あと、地域おこし協力隊のフリーのテーマの方々も目的を持ってやっているわけですが、その後、では所得に結びつくような形で3年後やれるかというところは、今支援をしながらですけれども、例えば一つの事例ですが、個別の名前はちょっと出せませんけれども、もう既に自分で自ら事業を立ち上げたいということで会社の登記のほうをいろいろ準備されている方もあります。その方については、いろんな周りを巻き込みながら一緒にやっていくというような形も聞いておりますので、その中で地域おこし協力隊同士が組みながらやるというのもありますし、今町内にある事業所で、例えば地域おこし協力隊と一緒にやるとか、様々な手段は考えられるかなと思っておりますので、これも引き続きヒアリングをしながら、支援してまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） そうすると、まず20人の地域おこし協力隊の方々も、岩泉については見えてきたり、それから生活の流れも出ていると。そこで、3年の間に、3年終わりましたから次の展開となると、なかなか所得に結びつかないというふうなことを踏まえて、行政主導で、その方々への普通の業務に加えたり、また3年後の生活展開に加え

たりというふうなことの研修会のようなものは協力隊員を対象に行っているのかわか
はいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 協力隊への支援につきましては、例えば3年後に新規
就農という形になれば、これは町のほうでも新規就農に係る手続等をフォローしながら
やるというようなこともしています。あと、前地域おこし協力隊の方々については、毎
月ヒアリングをしながら、事業の進捗であったり、中身であったり、お困り事であつたり、
様々そういうのを受けながら、町のほうでの支援策も考えながらやっております。

あと、研修のほうも年に何回かありまして、併せて県のほうで主催しているものもあ
りますので、そういったものも参加しながら皆さん取り組んでおります。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） もう一点、そういう地域おこし協力隊の方でも、それから一般の
方でも、組合を設置した場合、組合の中で行政の業務に関与できるのか。例えば指定管
理制度のようなものにも参入したり、行政が特別、例えばですが、コロナのようなもの
でどうしても緊急事態だと。台風の被害のようなもので、役場職員だけでは対応が難し
くなったというふうなときに、こういう組合にもSOSなり連携というのが可能なのか
どうかといたら、いかがなものでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊の皆さんが、これからいろんなこと
にチャレンジしてもらったり、定住していくわけですけれども、指定管理という部分で
は、そういった事業所を立ち上げてもらったり、そういった中での指定管理というのも
幅広く今はなっていますので、例えば公的な施設をいろんな分野でやっていただくとい
うのは、これは可能かなと思っております。

あと、個別に言えば、いろんなNPO的なものであったり、あと行政の中でも、卒業
後には実際職員になっている方もおるのですけれども、いろんな道はあるのかなと。そ
それは、皆さんがやはり自分でここで生活して定住していくためには、どういったものを
望んでいるかというのもいろいろあると思いますので、マッチングとか支援というのは
ヒアリングをしながら丁寧に支援していきたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひ20名の、それも20代から50代というか、若手の働き盛りの方々が町内に入ってきていただけるというのは、大きな人的財産になるわけですので、この方々をうまく誘導というか、活動というか、今までは人材育成ということでございましたが、もはや人材活用の段階に入っているのではないかなと思っておりますので、そこら辺のところはぜひ連携をして、この人たちを生かしながら、また次の展開を図っていただきたいというふうに、これはお願いをしておきまして、次に高齢者事業に入ります。

高齢者の免許返納ということで、安家地区を対象に実証実験に入ってきたということですが、ここ二、三年で安家の次の展開というか、次は、申し訳ないですが、有芸だとかどことかというふうに段階的に入ろうという考えがあれば、今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今安家地区で実証実験ということで、今回長期間にわたって実験させていただきます。その中で、免許返納をされる方、こういった方々、ご高齢の独りの世帯。身内があって、すぐ車を手配できてやれる人はいいいのですが、そういった方々が、やはり町内全域高齢化が進んでおまして、その中で我々の手持ちデータですと、免許返納が高齢者の方で、ここ四、五年ずっと40人、50人という範囲で毎年返納されております。そういったものは今後増えていくのだろうなと思いますので、これは全地区というか、順番にいろんな実証実験を加えて、皆さんの要望とか、その中で問題点、課題を拾い出しながら、次に広げると。今考えておりますのは、大川のほうではもう既にデマンドというのはやっております。今安家をやりまして、あとは有芸でありますとか、あとは町内でも小川のほうとか山のほう、奥のほうなんかはそういったニーズがありますので、これは順次広げてまいりたいと、そういうふうには考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 実は私もおととい高齢者講習に行つてまいりました。85歳の方とか77歳の方がいて、視力検査等とか、それから実務もあるのですが、脱輪しても、そこ

で免許がなくなるということではないために、免許の視力検査をして暗いところを見るのですが、制限時間以内に対象物が見えないという85歳の方がおられました。それでも免許が継続になるというふうなことになる、とても危険な状態だなというのを、その場で感じてきたわけでございます。ですので、免許はなくしたくないという人もあるということ踏まえながら、1つは、総合交通体系も1つですが、これは警察との連携もあります。何とか前向きな免許返納の啓蒙活動というか、そういうふうなものについても行政としても一役買っていただきたいというふうな気があるのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 免許返納につきましては、確かに今ご高齢でも免許を返納できないというか、しないというか、それでお使いになられている方もございます。そういったものを促すという策で、県内でも市町村では商品券を出すとか様々なことはやられているようですけれども、特に岩泉町の場合は、この広い中での公共交通が発達していないというか、そういった中でやはりどうしても皆さん車が必要だという方もございます。その中で、やはり返納した後の自分の行動、こういったところをやはり自由に歩けるような形というか、そういったものが出れば返納につながるのではないかなど。なので、うちのほうとすれば、そういった公共交通的なところをもっと使いやすくコンパクトにして、そしてこういったバスとか定期ではなくて、皆さんが独自で運行できるようなコミュニティーカーシェアリングというのを今度研修に石巻のほうに行っていますが、そういったものを導入するとか、様々な手段はあるかなと思っていますので、そういったところでちょっと注力して、皆さんのほうにも免許返納のほうはPRしてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） いずれ健康管理にしても、免許の管理にしても、自己管理というのがすごく大きな要素になると思います。けれども、そこに何とか健康管理であれば保健師さんのような方々、それから交通事故防止のためには、総務課における交通安全の方々とかというふうなので相互に連絡を取っていただきながら、大きな事故につながる前に、つながりそうなきには啓蒙なり指導をしながら、交通安全の掲上というか、

向上というか、それに努めていただければと思いますので、そのことを申し述べて終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇議員の質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、日程第25、一般質問を再開します。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。通告に基づき、岩泉町未来づくりプランの後期基本計画に関する一般質問を行います。

1、岩泉町未来づくりプランの後期基本計画について。

本年は、岩泉町未来づくりプラン後期基本計画の策定年度です。当局では、町政懇談会を地域ごとのほか、分野別でも実施し、広く町民の実態把握に努めていると認識しています。

私は、岩泉町未来づくりプランの中で、特にも部門別振興計画の「なりわいの花」が重要と考えます。理由は、少子高齢化の潮流を緩和するためには、一次産業を含め、既存事業者の所得向上が不可欠だからです。また、町内経済活性化、町民所得向上には、町民の参画、外部の知見、資源を積極的に活用することも必須です。

以上の認識に基づき、岩泉町未来づくりプラン後期基本計画について、3点を以下にお尋ねします。

（1）、部門別振興計画の取りまとめ方について。

部門別振興計画の「具現化するための取組」、「取組に当たっての役割分担」は、より丁寧に整理するべきではないでしょうか。

例えば前期基本計画の「地域資源を生かした観光業の振興」ですが、「取組に当たって

の役割分担」の町民の役割として4点が記載されています。①、受け入れ体制の整備、②、町・県・他産業との連携・協働による観光振興、③、一次産業の観光素材化への理解、④、ガイド研修など受講となっています。

町民と一口に言っても、該当する主体が、個人の場合、事業者の場合、他業種の場合と混在しています。町民の役割②、「連携・協働による観光振興」をサポートする町の役割が記載されていません。文字どおりであれば、実現は難しいのではないのでしょうか。また、「具現化するための取組」が「役割分担」中で網羅されているのか分かりにくく、担い手が既にあるのか、新規でつくらなければならないのか、既存の類似団体を整理、統合する必要があるのか分かりません。「役割分担」では、幾つか観光振興に関連する団体があるはずですが、「関係団体」の記載もありません。

後期本計画において、「取組」と「役割分担」をどのように整理し、漏れのない取組、確実な政策実現を成し遂げようとするのか、ご回答ください。

(2)、基本計画と実施計画の在り方について。

ここで言う実施計画とは、基本計画に基づいた後期4年のロードマップ、具体的な行動計画を指します。特に多くの関係者に理解、参画を促すことが必要な事案については、新規の施設建設など設備投資以外、ソフト面の行動計画が必須です。

後期基本計画では、何を基本計画にとどめ、何をより具体的な実施計画として策定するのか精査が必要ではないのでしょうか。

以下の3事案は、実施計画が必要だと考えています。

1)、(1)の事例、観光業の振興についてです。岩泉町観光振興計画が令和元年度までを計画年度とし策定されていました。内容もインバウンドを中心としたもので、状況も大きく変わっています。経済波及効果が10倍と言われる観光業ですが、観光客も激減しています。龍泉洞園地構想については、民間の活用も想定されていると伺います。危機的な観光業の振興に関しては、官民連携を前提にしたより具体的な実施計画が必要ではありませんか。

2)、令和元年6月に岩泉町中小企業・小規模企業振興条例が制定され、昨年3月に岩泉町中小企業・小規模企業振興計画が策定されました。一方で、町の基幹産業である農業振興の具体的な計画は存在しません。これは大きな問題ではありませんか。昨今の円

安、原油・肥料・飼料・資材などの高騰による被害を一番被るのは一次産業であり、同時に本町民の食卓も大きな影響を受けています。大きな被害を被る農業に関しては、その緊急救済策のみならず、社会情勢にかかわらず、より安定した町内需要を町内供給で賄う需給体制構築のためにも、農業振興に関する実施計画や、本年3月議会で議員発議により制定された岩泉町地消地産の推進に関する条例を具体化するための実施計画は必要ではありませんか。

3)、ふるさと納税返礼品市場を町内の事業機会創出、利益拡大とするには、原材料を供給する一次産業事業者、商工業者・団体、第三セクターなど多くの参画、またその調整が必要です。前期本計画では、「六次化産業の推進」は「持続的な農業の振興」に掲げられておりますが、現行のふるさと納税返礼品市場も想定し、六次化に関する実施計画が必要ではありませんか。

現在、当局は現状把握に努めており、整理のただ中とは思いますが、あえてお伺いします。施政方針中、「町政運営の基本姿勢」に示されている「持続可能なまちづくりの創造」に資するために、後期基本計画の部門別振興計画「なりわいの花」に該当する事案では、どういった基準で、より具体的な実施計画とする、しないを決定するのかについて回答ください。

(3)、外部資源の活用について。

地域力の低下に伴い、地方公共団体が担う役割が肥大し続ける中で、従来の知見だけでは対応し切れない事案も増えています。政策実現スピードを上げるためには、外部資源の適宜活用が不可欠です。取組状況共有のためも含め、現状の活用状況、今後の活用方針についてご回答ください。

以上で本席からの質問を終わります。ご回答方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、部門別振興計画の取りまとめ方についてであります。未来づくりプランの後期基本計画につきましては、現在策定事務を進めており、今後議会にもご協議申し上げ

げ、計画に対しご意見を賜りたいと考えております。

計画策定の進捗状況は、現在町民の皆様からのご意見、ご提言などを幅広く伺っている段階であり、町内6地区の町政懇談会及び各12分野における個別懇談会を実施したところであります。

議員ご質問の「取組に当たっての役割分担」の整理などを含めた計画の策定は、まさにこれからとなりますので、現在の社会情勢や将来予測を踏まえ、実効性のあるものにしていく必要があると、このように考えております。

また、取組に当たる役割分担などにつきましても、できるだけ関係する団体などのご理解やご協力をいただきながら、より町民の皆様に分かりやすい計画となるよう努めてまいります。

次に、基本計画と実施計画の在り方についてであります。

ご質問のありました、なりわいの花の部門における、より具体的な実施計画の策定基準につきましては、国庫補助事業などの特定財源を確保するために、未来づくりプランの実施計画に含める必要があるものや、法律において計画の策定が定められているものもありますので、それぞれの計画の内容なども精査をしながら、ロードマップを含め、適時適切に実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、外部資源の活用についてであります。現状では「総務省の地域おこし協力隊制度」及び「地域力創造アドバイザー制度」を活用しているほか、移住定住の推進に係る業務を町内の一般社団法人に委託をしております。

また、10月からは、「地域活性化起業人制度」や「複業人材」の活用を予定しているところでもあります。

さらには、民間の研修機関において、本町をフィールドに、町の課題解決に企業がどのような形で貢献できるか調査研究を行う予定もありますので、申し添えておきます。

今後も多種多様な外部人材を有効に活用していくため、様々な制度を活用し、町の課題解決につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、再質問ありませんか。1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ただいま答弁いただきました部門別振興計画の取りまとめ方につ

いてのご回答についてですけれども、関係する団体などの理解や協力をいただきながら、計画にしていこうということでお答えいただきました。必要な取組を担う人が今いる団体、見えている団体で十分だということであれば、それでいいのかなというふうには思うのですが、新たに担い手をつくらなければいけない場合、どういうふうにするのかということ念頭に役割分担を整理したほうがいいのではないかとということでご質問申し上げましたが、担い手がない取組をどうしていくのかという部分について、どのようにお考えかご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） この役割分担の部分でございますが、基本的には後期基本計画の部分は今策定中でございます。その中で、今現時点で、例えば議員が事例に出されました観光の関係でございますが、関係する団体というのは現在も関わっております。今度さらに我々のほうでいろんな取組をこれから実現しようとなった場合に、今後必要になってくるものもあると思います。私の考えとすれば、そういったものを町ではなくて、民間でできるものは民間で、官民でできるものは協働しながらと、そういう考えがございます。その中で、これから民間の受皿としていろいろつくっていくというのは、今後の実施の中での取組という部分では出てくると思います。あくまでも基本計画という部分でございますので、そうすれば今の現状、あとは今後起こり得るであろうところは、こういった事業の中でいろいろやっていきますよというような造りになるのかなと。それは、どこというようなのは表現できない部分は、これはあるかと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 分析の結果をどこまで公表するのかというのは、どの組織でも外に出せないものというのはあるので、それはそのとおりかなというふうに思います。一方で、担い手はないのだけれども、民間というか、関係団体というのですか、計画中の記載ですと。にやっていただきたい内容というのは、計画中に何らかの形で受皿があるなしにかかわらず、整理した形で記載する必要があるのかなというふうに認識しますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 関係する団体につきましては、これはできるだけ拾い

出しをしながら作り込みはしていきたいとは考えております。その中で、今ある団体が、ではそのままやるのか、その団体をいろいろ改革、改善をしながら取り組んでいくのかと、こういうものは年次計画の中でもいろいろやらなければならない部分はございますので、基本計画の中ではそういったところまでの表現というか、今の既存の事業者であるとか関係団体とかという表現になるのかなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 基本計画で、KPIも設定されていて、総合計画の中身を拝見しますと、既存の取組を継続するというものと、新規に何かつくっていかねばならないものと大きく2つに分かれているのかなというふうに思うのですが、町長がおっしゃる持続可能なまちづくりというのは、やっぱり受皿を育てていく、次の変化に対応できる体制をどうつくっていくのかというのが肝になるのだろうというふうに思いますので、今の質問ですと基本計画の中ということで、その中ではやれることにはいろいろ限界はあるけれども、精査して取り組んでいくという内容だったとは思いますが、そういう趣旨で役割分担について質問させていただいているということでご理解いただければと思います。

次ですけれども、基本計画と実施計画の在り方についてご回答いただいております。適宜適切に実施計画の策定に取り組んでいくということでご回答いただいておりますが、計画なのですけれども、つくるだけではなくて、見せ方にも工夫が必要ではないかというふうに思っているところです。町のホームページを見ますと、各種計画が策定年度ごとに掲載はされているのですけれども、12の分野のどの部分に計画があって、どの部分は基本計画に依存するのかというのが、ホームページ上では少なくともちょっと見て理解しやすい状況にはなっていないのが現状かなと思うので、町の基本計画を基に、それにひもづく計画がどういう体系になっているのかというのは分かりやすく整理していく必要があるかなというふうに認識しているのですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員ご指摘のとおり、ホームページ上に実施計画を掲載させていただいております。これ以外にも、私のほうで拾い上げますと、町のほうで、これはまだあると思うのですが、57の実施計画がございます。これをこういった未来づ

くりプランの造りと合わせながらやるというのも、かぶる部分はあるかと思いますが、そういった造りはできるかなと思いますので、これはちょっと考えさせていただきたいと思います。

その中で、この実施計画の中身というか、このぐらいの数がかなりありますので、これをまたどんどん実施計画を増やしていくかということになれば、これはいろいろ個々の精査というのは、これは必要になってくるものかなというふうに考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 質問中も申し上げますけれども、ソフト面の調整が必要な前段の質問とかぶりますが、関係団体が多数あるですとか、複数の部署によるものというのは、精緻な計画というよりも、どういうふうにコンセンサスを取っていくのかということも含めて、中期計画のような形が必要なのかなという認識でいます。具体的に例を挙げますと、先日ふれあいらんの再利用に関してロードマップが示されましたけれども、ああいった段階的な整理、この4年で、次の4年でどういう合意を得て、どういうビジョンを目指すのかといったような整理が必要ではないかなというふうに思っているところです。それが言葉として実施計画というのが、多分私が思い描く幅と当局の考える実施計画にずれがあるので、今ちょっとなかなか話がかみ合わないかもしれませんが、そういった中期の関係者との合意も含めた計画というのが必要ではないかなと思う部分があるのですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私のほうで考える部分といいますのは、基本的な構想があって、基本計画があって、今度後期の4か年、令和5年度から8年度までを作り込むわけですけれども、この基本計画に基づいて事業は実施していくということになります。次には、予算が単年度決算でやっておりますので、そうすれば予算組みの際には、必ず事業の中身を精査してご説明申し上げて、その事業が何か年のものであるか、継続するものなのかどうなのか、こういったものをご審査いただきながらやっているということになります。

実施計画につきましては、事実私どものほうでつくっているのは、国のほうの補助金を獲得するためには国のほうからほぼ義務的な形で実施計画をつくらなければならない

というものがあります。あと、法律でも定められていて、それは実施計画として長期のビジョンとしてロードマップをつくるものとか、こういったものもございます。先ほどのようなかなりの件数の実施計画になるわけですけれども、多分議員のほうが考えられているようなものというのは、目に見えるような、ではこの事業をやるのはこういうロードマップで、こういう計画でやるのだよというのがあったほうがいだろうということであれば、これは予算組みの際には必ずそれは今までもこういった計画でこういう年度でというのはお示ししているところですので、その中でやっていくというのも、これも一つかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 議会のことで申し上げますと、例えばこういうタブレットの導入とかというのを、購入するときは予算計上して事業実施ということなのですが、であれば何年間でどういう状態にするのかというのは議会としてもなかなか整理できていない。ただ、それは今年度使用の習熟をどこまで深めるですとか、ここまではペーパーレスですとか、ここまでは事務局の負担を軽減するというのが、買うということに対する準備以外に、やっぱり自分で関わってみて必要だったのかなというふうに思っているところなんです。全てをペーパーレスにするのか、どこまでであれば効果が認められればいろんなことを許容するのかといったようなことも、そこがないと、誰かが思いついたときに協議をしてというようなことになってしまうのは、やっぱり税金を使って何かをするという性質上まずいのかなと。自分自身の行動で言うとそういうふうに思っているところなんです。

政策推進課マターなのかもしれませんが、具体的に事例も挙げておりますので、担当課の課長さんにもお伺いしたいのですけれども、農業振興計画ですとか観光振興計画といったものが必要かどうかという現状の認識を担当課のほうからお答えいただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長、答弁、お願いします。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

観光振興計画が必要かどうかというご質問ですけれども、町長の答弁にありましており、まず今回基本計画をつくっていく段階で、この基本計画ではより実効性が薄いと

か具体的でないというような判断になった場合は、やはり計画は必要になってくると思いますが、これは今明言はできませんけれども、これは他の計画とのバランスとかもありますので、庁舎内のコンセンサスを得た上で、実施計画の必要性というものは判断をしてみたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 次に、佐々木修二農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農業振興に生かす実施計画についてでございます。そのお話をさせていただく前に、現状、農業関係の実施計画についてでございますけれども、大きく分けて、やっぱり法律に基づく計画の策定が義務づけられているものもございまして、それが複数本ございます。それらの法律に基づいたものの目的のためにつくっている計画でございますので、それはそれで淡々と実施していくという考えにございます。

あと、毎年任意の計画になりますけれども、町の農政推進計画というものを毎年度作成して、翌年度以降の1年間の計画という形で町民の皆さんのほうにはお示しをしているところです。ですが、農業振興全般に関する実施計画については、やはり農業についてはちょっと分野も広くて、それぞれをまとめ上げた計画というのは、ちょっと策定に無理があるのかなというふうにも感じてございます。個々具体の課題、例えば地産地消に関することですか、あるいは水田利用の農業振興についてとか、そういった特定分野、エリアを特定しての実施計画については、これまでと同様に関係者あるいは農業者も含めていろいろと相談しながらつくって、実施計画をつくっていくというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） それが基本計画、実施計画という枠組みで捉えられるものなのかどうかは別にして、ふるさと納税の返礼品ですとか六次化についても、当局内でも多くの部署が関わる分というのは、その役割分担も含めて中長期の、それこそ目標金額にいかどうかということよりも、さらに成長できる体制をどうやってつくっていくのかということを中心に整理していく必要があるということだというふうに思います。

次の質問に行きます。3つ目で、外部資源の活用についてということでお答えいただきました。外部の資源の活用につきましては、大きく2種類あるというふうに考えてい

まして、1つは不足のノウハウを獲得する、もしくは借用するための外部資源、もう一つは、町の課題解決の主体になっていただくための外部資源の活用ということが挙げられるのかなというふうに思っております。質問中、ちょっと聞き慣れない制度のご案内がありましたので、3点について具体的な中身を教えていただきたいと思うのですが、地域力創造アドバイザー制度、地域活性化企業人制度、あと複業人材について、具体的な内容をご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） では、3つにつきまして若干ご説明申し上げます。

地域力創造アドバイザー制度、これは国の総務省の財源を使いながらやる制度でございますが、3大都市圏のほうから、3大都市圏以外の市町村に来ていただきながらやっただくということになりますけれども、その中で民間専門家等を活用してやる事業、年間560万円を上限にということになっております。現在私どものほうではこれを活用しまして、アドバイザーを設定して業務をやっております。仕事人倶楽部というところになりますけれども、こちらのほうで高齢者等の所得向上、それから岩泉町内の再生可能エネルギーの活用に向けた可能性取組、こういったものを今業務の中でやっていただいております。そういった専門家の方の知見を生かしながら、岩泉町をフィールドにいろんな指導をいただきながら、具体的などころで形にしていくというようなことでやっていただいているものでございます。

それから、地域活性化起業人と申しますのは、これは3大都市圏に所在する企業等の社員の方、こちらの方が3大都市圏以外の市町村、今回岩泉町のほうで、これを総務省のほうで募集をかけまして、今回予算措置をしながらやれる可能性がありますので、こちらのほうを実施をさせていただきたいというふうに考えております。こちらのほうが上限年間560万円で、6か月から3年という期間でやっていただきます。民間企業のほうにつきましては、民間企業として社会貢献する。あとは、民間企業が新しい形で、そういった人材育成、キャリアアップをしながら、地域貢献というものを目指すということになります。我々のほうでは、その方のスキルを生かしてもらって、ぜひこの岩泉町のためにいろんな計画等をつくりながら、実施に持っていきたいというふうな事業でございます。

あともう一つ、複業人材といいますのは、これは岩手日報の記事で取り上げていただいているのですが、これは株式会社Another worksという企業がそういったマッチングを取り仕切るようなサイトを立ち上げて、そういうところで企業と自治体を結んでいただくと。その中で、岩泉町のほうではふるさと納税でありますとか企業版ふるさと納税、こういった分野で取り組んでいただきたいということで募集をかけております。9月の中旬までに採用者を決めまして、10月から半年間まずは取り組んでいただきたいと。これも具体的なところでテーマを絞って、これはやっていただくというように形で考えております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 様々な制度を活用しているということでご説明いただきましたが、後期基本計画の中でも課題の抽出をして、効果的な制度の活用につなげていただければなというふうに思います。

説明の中で3点に対する具体的な内容とは別に、地域おこし協力隊のお話がありましたので、質問させていただきます。

外部の資源ということで、町内外ということもありますし、庁舎内外ということもあります。地域おこし協力隊の方々は、町の外からということかもしれませんが、地域の若者の中にはやはりいろんなことをしたい方というのもいらっしゃるようにお見受けします。そういった状況を踏まえると、地域おこし協力隊の方々が自立できるような創業支援の体制というのをどうやってつくっていくのかということは、ひいては町民の新たに何かをしたい人たちを後押しする体制の構築にもつながっていくのかなというふうに思いますが、現状での取組内容があれば、それをご回答いただきたいですし、今後のお考えがあれば、そちらも併せてご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 先ほど議員のほうからありましたように、外部の人材というのは、指導体制であったり、こちらのほうに来ていろいろ取り組んでもらうというのが1つです。

もう一つは、やはり外部から来ていただく、あとは町内の方でもですが、ここで仕事

をしながら定住する。そこのところに仕事の受皿としてなっただくというのも、これは注力していくところだろうなと思っていまして、地域おこし協力隊の方々は、もう自分で意欲を持って来てもらっていますので、その中でやはり事業を立ち上げたい、会社を立ち上げたいという方もいます。岩泉町で、ぜひ岩泉町の課題解決のために今後も取り組みたいと。そういった方々と町内の若い方々が一緒になって、そういった受皿となって仕事をしていただくというのは、これは目指すところでもありますので、そういったところを支援として我々は、いろんな就農であれば、そういった新規就農のアドバイスとかお手伝いをしたり、あとは事業を立ち上げて、その中でいろんな指定管理であったり、様々な受皿となってやっていただくというのもあると思いますので、町の事業を町が抱えるのではなくて、民間の受皿ができれば、そこにどんどん出していくというようなことでいろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） どうやってチャンスをつくってあげるのかというご説明だったかなというふうに思うのですが、基本的な経営管理のノウハウもどうやってサポートしていくのかという観点でも、その創業支援というのは必要かなというふうに思っています。事業者に対しては、例えば岩泉商工会さんがバックアップしている分とかもあるのだと思うのですが、地域おこし協力隊の方々も固有の技術、ノウハウはお持ちになるのかもしれないのですが、経営管理というのはまた別の視点かと思っておりますので、固有のものも伸ばしていただきながら、事業として運営できる母体も併せてつくっていくような、そういうサポート体制が望ましいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 確かに個人の方で、もう経営ノウハウもあって、やれるという方であれば、もうそのままお任せしてもいいかと思うのですが、そういった中で経営はしたいのだけれども、ノウハウ、スキルがないという方については、いろんな研修機会を設けたり、そういったサポートできる方にしてもらおうとか、今ある事業者さんの中でそういったことができる方もあったりはしますので、そういったところをつなげるとか、そういったものは今後も考えてやっていかなければならないかなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番。

○1番（千葉泰彦君） よろしくお願ひします。今回一般質問で計画ということで、ちょっと話が大きくて、なかなか議論が深められない状況だったなというふうに反省しているところですが、このように総合計画について一般質問したというところには理由があって、円安ですとか原油を含めて原材料の高騰というのは、この後しばらく続くのだろうと。あわせて、コロナの対応もあって、町当局としては非常に難しいかじ取りが続いていくのだろうというふうに思ひます。そのいろいろなアクシデントなりトラブルなりということが重なっている中で、部署間の業務の負荷をコントロールしてあげたりですとか、その中でも進められるものを進められるような、そういった体制を取るために計画というのが重要ななというふうに思っているところですが。回答にもございましたが、全て計画をつくるのかということの意味ではなくて、全体の統制を取れる、そういう基礎として計画を捉えていったらいいのではないかとひいうふうに思っているところですが。

町長が2期目の就任以来、持続可能なまちづくりですとか、併せてボトムアップということをおっしゃっているのかなというふうに認識してはいますが、先ほども少し申し上げましたが、変化の多い中で、それでも成長していける町、存続していける町というのは、人材をどれくらい育てられるのかということにかかっているのだろうと。人材を育てるという意味でボトムアップとおっしゃっているのかなというふうに私なりに解釈しているところですが。人を育てるに当たっては、やはり好きにやりなさいということ、野放しにするということよりも、ビジョンですとか目標値、いわゆる方針という部分かもしれませんが、それプラス裁量権を明確にして、頑張る範囲がどこなのかということを示した上でやらせていくというのが人が育つ大きな環境なのかなというふうに思ひて、今回町の総合計画についての質問とさせていただきます。

今後も困難な状況は続くかとは思ひますが、人口も8,500人を切ってしまうという非常に危機的な状況なのではないかとひいうふうに認識しているところですが。微力ながら今後もご協力しながら、町政運営に貢献できればなと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

次に、13番、八重樫龍介さん、どうぞ。

[13番 八重樫龍介君登壇]

○13番（八重樫龍介君） 13番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

町長は、今年度の施政方針演述において、財政運営については、「ふるさと納税や企業版ふるさと納税などを活用し、積極的に自主財源の確保に努め、持続可能な財政運営を行う」と述べられています。

そして、このたび新聞でも報道されましたが、8月9日に個人の技能を生かして複数の企業・組織で働く「複業人材」と企業のマッチングに取り組む株式会社Another worksと町は岩手県内自治体初の連携協定を結びました。

目的は、同社のネットワークを活用して、ふるさと納税のアドバイザーらを全国から公募し、民間活力を生かし、営業力や情報発信の強化、魅力向上に取り組むことです。

今回3職種で若干名の公募であり、10月から半年間、週1回または隔週1回のオンラインによる勤務であります。募集する3職種、「ECマーケティングアドバイザー」、「事業立案アドバイザー」、「フォトグラファー」の具体的な勤務内容について伺います。

また、この事業に取り組むに当たり、専門スタッフの配置など、担当課の体制強化は考えているのか。そして、今回は実証実験により公募や採用にかかる費用などは無償であるが、今後雇用延長した場合の経費はどのように対応されるのか、町長の見解を伺います。

次に、ふるさと納税の返礼品についてお尋ねします。

本町のふるさと納税による寄附額は、平成29年度が約5,900万円、平成30年度約7,300万円、令和元年度約8,300万円、令和2年度約1億1,700万円、令和3年度約1億4,400万円と、幸い右肩上がりであります。

しかし、ふるさと納税に力を入れている自治体と比較しますと、さらなる飛躍が望める状況と思われます。昨年度の本町の返礼品ベストテンは、岩泉ヨーグルトのセットが6品目を占めており、龍泉洞の水、化粧水も合わせると9品目と、岩泉ホールディングス株式会社頼りであります。今後2億円から3億円の寄附額を目標とするならば、返礼品の発掘・開発は必須条件であります。

本町は、山の幸、海の幸、短角牛、黒豚など食材の宝庫であります。これらを使用した本格的なお節料理の開発に取り組み、返礼品の一つに加えるべきと考えます。

コロナ禍で帰省できず、ふるさとの味を恋しく思っている人、さらに年末年始は必然的にお節料理の需要が高まると思います。

また、お節料理は、味はもとより、見た目も大変重要と思われれます。幸いなことに、今回「複業人材」の公募でフォトグラファーを採用予定です。寄附額のアップが見込まれるお節料理の開発に早急に取り組むべきと考えますが、町長の見解を伺います。

本席の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、今般の「民間複業人材活用に関する連携協定」につきましては、株式会社A n o t h e r w o r k s と町がそれぞれの持つ環境や資源などを生かし、民間人材の知見や才能、経験等を活用しながら事業推進を図るものであり、町の抱える様々な課題解決につながるものと、このように期待をしているところであります。

ご質問の「複業人材」として募集をしている3職種の具体的な取組であります。1つ目の「ECマーケティングアドバイザー」は、ふるさと納税のインターネット通販サイトで現在掲載をしている6つのポータルサイトにおけるデザインの見直しや、返礼品の効果的なPR方法等へのアドバイス、また寄附者や返礼品データから、さらなる寄附の獲得に向けた戦略立案などを行うものであります。

2つ目の「事業立案アドバイザー」につきましては、企業版ふるさと納税の制度を活用し、民間の視点から、企業がどのような形で地域に貢献できるかなど、企業版ふるさと納税の対象事業に関する企画立案を広く行うものであります。

3つ目の「フォトグラファー」につきましては、現在ふるさと納税のポータルサイトに掲載されている写真のクオリティーにばらつきがありますことから、スキルを持ったフォトグラファーに町の返礼品の撮影及び加工を行っていただき、写真のクオリティーを上げることにより、返礼品の効果的な発信を図るものであります。

本事業を遂行していく体制につきましては、非常に厳しい人員体制ではあります、

現体制の中で民間活力も活用しながら、営業力、情報発信の強化及び魅力向上に取り組んでまいります。

また、今回は無償による実証実験ではありますが、今後大きな効果が得られる可能性がある場合は、継続のための財源確保を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税の返礼品についてであります。現在200品目を超える返礼品を設定しており、引き続き魅力ある返礼品の発掘、開発に取り組んでいく必要があるものと考えております。

今後におきましても、本町ならではの食材を求める方や、岩泉町出身の方が地元の懐かしい味を味わえるよう、議員ご提言の「お節料理」の開発なども含め研究をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、再質問はありませんか。どうぞ、13番。

○13番（八重樫龍介君） それでは、順を追って何点か質問をさせていただきます。

今回この民間複業人材活用ですけれども、実証実験ということで、このアドバイザーの選出に当たっては、Another works社が決定された方を採用されるのか、それとも本町において面接等も行われるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） この事業につきましては、株式会社Another worksさんが間に入って、企業の登録されている方々から手を挙げていただければ、そうすればあとは我々をつないでいただいて、やるという事業でございます。現在この中で、Another worksさんのほうで岩泉町に地方創生であったり地域貢献であったり様々なことで携わっていただきたいという手を挙げてくださった方が約40名以上ありまして、その中から選抜をするという形になります。Another worksさんのほうでやっていただいて、さらに我々のほうで面談を今実施しているところですが、その中でいろんな提案、プレゼンをいただきながら、絞って、そして来ていただく。これは、1名ずつではなく、もし可能であれば、もうちょっとやる気のある方々が結構おりますので、そこはちょっと考えていきたいなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 40名という、私にしてみれば大変好評というか、岩泉町に興味を持たれている方がいるのだなと思っております。それで、今回は無償、報酬等もないわけですが、これは大体、今後効果が出て、雇用となりましたときの報酬ですけれども、幾らぐらい発生するのか。業種によるかもしれませんが、考えておられるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 費用につきましては、今回は実証実験ということで、人件費等全て無償で半年間やっていただくということになっております。我々のほうでもこの取組を初めてやりますので、その中で効果的であったり、かなりいいものというか、実績として上がってくるようなことがあれば、それはぜひ継続したいとは思っておりますが、その係る経費につきましては、今度はその企業の人件費的などころをどこまで負担するかという話があります。これは、お伺いしますと、個別それぞれの案件になるので、これは幾らというものは申し上げることはできない、交渉ということになるのですけれども、それプラス、ここのAnother worksさんのサイトを使用する使用料というのもまた出てきます。ですので、これは精査をして、その効果と、その係る経費というところは今後考えながら、どうするかというのはちょっと研究をしながらということになるかと思います。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 今回半年間の実証実験であります。これは何らかの形で事業が終了したらば議会のほうに報告はされる予定かお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） この効果、成果につきましては、新年度予算をもし仮に組むということになれば、その際には当然いろいろ詳細にご説明申し上げますし、そうではなくても、こういった外部人材の方が来ていろんな取組をします。ので、何らかの形でご報告というか、そういったところはしたいなど。

ふるさと納税でございまして、この中で主に取り組んでもらうのですが、やはり12月がふるさと納税のピークにこれから向かっていきます。その中で、どこまで成果として出せるか、また来年に向けての基盤づくりがどこまでできるかというところは、ちょっ

と状況を見ながら、あとその成果についてはご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。実証実験ですので、やってみて、これからかとは思っております。ヒット数が増えることを願っております。

続きまして、私の提言でありますお節料理についてお伺いしたいと思っております。どうしても寄附額によって返礼品を選ぶとなると、手頃な岩泉ヨーグルトが上位のほうに来るのは分かるわけですが、高額な寄附をしたい場合、本町においてはマツタケとか牛肉となるわけですが、マツタケを食べたいのだけれども、取り寄せたはいいが、どのように調理したらいいだろうと、これ結構悩まれる方がいると思うのです。本町の方であれば、ある程度御飯にしたり、茶わん蒸しとか、いろいろ食べられるわけですが、都会にいる特にも個人で巣籠もり状態にいる人たちが、マツタケは購入したはいいけれども、どう調理したらいいかと。そのときに、やはりお節料理、開発をして、返礼品の一つに加えると、ヒットしてくると私は思っているのです。何がいかといいますと、その金額によって品数を増やしたり少なくしたりできると思うのですが、その辺課長はどのようにお考えですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふるさと納税の返礼品につきましては、今200品目以上設けて、いろいろやらせていただいております。議員のほうからもありましたようなマツタケの話もあります。実はちょっとここでご紹介したいのは、マツタケが昨年度あまり取れなかったのですが、2,000万円ぐらいの納税がございました。今年は、マツタケが今取れてきていまして、去年業者数を7つに増やして、その効果がありまして、マツタケの予約がかなり入っていて、今の9月の今日現在で、去年のふるさと納税の170%となっております。ですので、かなりこのままいけば期待できるかなと、納税額も。とは思っておりました。

その中で、議員のほうからありましたお節料理ですけれども、これは調べましたら、花巻の佳松園さんですか、花巻温泉の。とかで豪華なお節を作って、そして納税をしてもらっているというのがございました。納税額で20万円ぐらいということですが、こういうものも一つとして研究をさせていただきたいと。条件が、町内で原材料の主

要な部分を生産しているものか、町内で製造、加工が主要な部分を行っているものということになります。そうすると、そういう方々ができるか、あと材料がどのぐらい確保できるか、こういったものもごございますので、研究させてください。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ぜひ、先ほどから8番の坂本さん、1番の千葉さん等も言っておりますが、地域おこし協力隊の方の中には調理師の免許を持った、そういうスキルを持った方もおられると思うのです。その方たちに試験的にでもいいですから、委託してみても挑戦するということがいかがですか、考えてみては。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つに、お節ということになりますと、通信販売でもテレビなどでも今予約が始まっておりますが、かなりお節のお重のクオリティーが高いとか、レベルがかなり高いものがかなり出回っておりますので、それを町内の食材でできるかどうかというのは、これはちょっといろいろ考えてみたいとは思いますが、その中で例えばお節ということになると、そういったものが一般的ですが、そうではなくて、町内の食材をいろんな調理をすとか、いろんな形で出すとか、こういった地場産品という部分は、いろんな拾い出しはまだまだできるかと思っておりますので、そういったものも含め、ちょっと研究をしてみたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 最後に、写真を撮られるフォトグラファーの方も雇うわけですので、見た目が非常に大事です。そして、本町には、何回も言いますが、マツタケも牛も、あとは海産物もごございます。食材に不足はないと思っておりますので、ぜひ挑戦をして、そして今SNSで、見た目プラス味だと思っております。味にこだわりを持って作ってもらえば、たちまち情報が拡散してヒットすると思っておりますので、担当課では一度でいいですから作ってみてください。

以上で質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで13番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

ここで、コロナ感染予防対策の換気のため2時10分まで休憩します。

休憩（午後 2時00分）

再開（午後 2時10分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、日程第25、一般質問を再開します。

6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

総務省の地域活性化制度の利用についてです。8月23日の日本農業新聞の紙面に、「都市の企業人」受入れ自治体増との記事が目を引きました。

地域活性化起業人とは、総務省が2014年から始めた制度で、都市から地方への人の流れを後押しする制度です。

受入れ自治体には、派遣元企業への人件費などの財源として、1人当たり年間560万円を上限に特別交付税措置などで支援。受入れ自治体や派遣人数は年々増加し、令和3年度の派遣人数は395人、うち7人が農林水産業と、前年比で2.7倍に増えているとのことであります。

さて、岩泉町はどうなのかと思い、総務省のホームページを検索してみたところ、今年度募集をしておりました。募集業務の種類は、「移住促進・都市農村交流・交流人口の拡大等」、6月から掲載されているようですが、反応はありましたでしょうか。

総務省で行っている制度では、「地域おこし協力隊」、「復興支援員」、「集落支援員」、「地域プロジェクトマネージャー」などがあるようです。

今回の「地域活性化起業人」の制度の募集に至った経過について、及びその狙いと効果について内部検討をしていることとしますので、できる範囲内で開示いただければと思います。

この制度はとてもよいものだと思いますので、他の分野でも今後計画があるのかもお尋ねします。

例えば農林水産業、観光、行政のデジタルトランスフォーメーション化、ICTの導

入、三セクの自立への道筋、商店街の活性化、人口減少など課題が山積しているので、知見を有している企業へのアプローチをすべきだと考えます。

さて、総務省のホームページを見ていきますと、岩泉町の集落支援員は10名とありました。この配置はどのようになっているのか、改めてお伺いします。

また、地域おこし協力隊は、令和3年度で岩泉町は12名とありました。今年度の募集人員含めて何人になるのかお伺いします。

本事業については、もっといろいろなジャンルで募集をすべきだと思いますが、現在考えている募集内容、目標人数があれば開示願います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「地域活性化起業人」制度についてであります。令和3年度には全国で約400名の起業人が派遣され、県内でも7自治体に12名が派遣されていると、このように伺っております。

今回募集に至った経緯といたしましては、未来づくりプランの重点プロジェクトでもあります「関係人口の拡大」の推進強化を図るために、優れた知見や経験を有する外部人材の活用を図ることが有効との判断の下、6月から募集を開始したところであります。

現時点においては、民間企業1社から応募があり、人材派遣に向けての協議を進めておりますが、10月からの受入れを目指し、本定例会に補正予算を計上させていただいたところであります。

議員ご案内のとおり、本制度は様々な町の課題解決に活用できるものと、このように考えておりますので、引き続き制度の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本町における集落支援員の配置であります。岩泉、小川、大川、小本、安家の各地域振興協議会に2名ずつ配置をし、合計10名となっております。

有芸地域振興協議会につきましては、まだ確保できずにはありますが、引き続き広く情報発信を行い、人材の確保に努めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、現在20名の方が本町で活動しておりますが、10月

1日に新たに1名の着任を予定をしております。

現在、森林コンダクターや高齢者生活支援、新規事業推進プロジェクトなどをはじめ、16業種で26名の募集を行っており、これらを含めると47名となる見込みでありますので、引き続き努力をしまいたいと考えております。

本年度下半期には、令和5年度の募集に向けた募集内容のブラッシュアップや、募集人員の精査を行い、引き続き地域おこし協力隊員の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問ありませんか。どうぞ。

○6番（三田地久志君） 前の方々がいろいろと質問なされたので、かぶる部分もいっぱいあるのですが、まず地域活性化起業人については、総務省のホームページの募集内容のところには関係人口ということも出てくるのですが、2地域の居住地、他地域居住のアプローチ方法の検討とか、あるいは企業向けとしてのワーケーションの推進を図るとか、もう一つ、大学向けには、町へのゼミの合宿誘致などが内容としては書かれているのですが、これについても間違いなく推進していくと、お願いしてやっていくというふうな打合せになっていますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 募集内容のほうには、そういった形でいろいろ2地域居住、ワーケーションとか、交流人口を増やすという部分で。これについては、手を挙げていただいた企業さんの方がありまして、その中で今内容を詰めておりますが、ぜひ我々も交流人口を増やすためには、岩泉町のこのフィールドを使ってどういったものができるか。例えば廃校舎もあったり、いろいろホテルもありますし、あとはワーケーションという意味ではインターネットの環境なんかも整えておりますので、そういったものをいろいろ調べていただきながら、可能性としてどんどんそのところを作り上げていければなというふうな考えでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） では、これからというふうに理解していいわけですね。

次に、560万円という最高の額、ここの金額で募集をしているようですが、どうしても年代的に20代後半から30代前半ぐらいの付近での年俸かなという気がするのです。もう少し30代後半あたりになってくると、例えば町単独でさらにそれにプラスして、もっと違う人材を獲得できるような仕組みというのは考えてみる必要があると思うのですが、どうでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回手を挙げていただいた企業さんのほう、これは補正予算を今回計上させていただいておりますので、企業さんのほうが合同会社DMM.comさんというところなのですけれども、全国的にいろんな事業をやっているところとして、この中で、その会社の中のいろんな部署をいろいろ希望を取られたようとして、その中で若い方が手を挙げていただいております。1回我々も、これはちょっと実験的なところもありますので、そこの成果、効果というところを見ながら、次は考えると。今回は、その上限額の中での半年間の経費を一応見させていただいているということでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） そうすると、今回の部分については560万円を上限として3年間継続しようとしていると。他の分野で、例えば行政のデジタルトランスフォーメーションで、いわゆる行政内部の改革というところまでやっていこうとした場合に、もう少し知見を有して、もっといい人材が欲しいなとなったときには、お金をプラスするということも考えざるを得ないのではないかなと思うのですが、そこはどんなものでしょう。前向きに検討していきますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） まずは、今回ちょっとやってみてということになります。この上限額が特交措置をされる分になりますので、その中で企業さんのほうもこうやって手を挙げていただいております。今後は、議員のほうからありました農業分野であるとか観光DXとか、こういった分野も、ぜひこういった制度の中でやることによって、すごい効果が出そうだということであれば、それはその中で考えてはまいります、こう言うてはなんです、安いにこしたことはないのですけれども、企業のほうの方々

は、やはり地方創生とか地域貢献というところをかなり今力を入れられているという感じが肌で感じております。そういった中では、協力いただける方は結構あるのかなという思いはあります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） そのことには、これからのまた議論が多分出てくるのだろうなと思います。

それこそふるさと納税なんかの関係でも、農林水産業での一次産品で出荷して、金額が幾らかでも上がらないから、どうしても離農する、辞めていく人たちがいっぱい出てきて、畑がどんどん、どんどん遊休農地で、もう木が立って、どんどん鹿の巣になっていく、熊の巣になっていくという状況があるわけですよね。そうすると、やはりお金に換えるということが、素材としても大事なのですが、それを加工していくという技術支援だったり、それから販売だったり、パッケージだったり、いろんな考える人材というのも必要だと思うのです。そういうところもこれからは、なかなか三セクの中でそういう任務もあるだろうけれども、追いついていない。だとすると、外からそういう方々に来てもらうという仕組みを考えるべきではないのかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） まさにそのとおりでございまして、町内でやはりこうやって皆さん取り組んでいただいているのですが、実際ふるさと納税一つ取ってみても、納税される方というのは岩泉町外の方です。特に首都圏の方になるわけですが、そうするとそういったニーズというのは、そちらの方々がどう思っているかというのが、これが重要になりますので、そういった意味で外部の方に来ていただいて、そちらのほうの情報の中でいろいろやっていただくというのが効果があるのではないかなと。今の農業の関係も、六次産業化であったり、そういうマーケティングの中でも、岩泉町の中で頑張る分は地消地産というのはありますが、向こうのほうでどういったニーズがあるかというのを捉えながら、プロモーションとかマーケティングとかしていくというのが重要かなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） それこそこの起業人の中で、沿岸部の市の募集が、DMOについてやりたいというところが釜石、大船渡、あと1か所どこだったかな、何か出ていました。岩泉でもDMOの、DMOについても何年か前に私一般質問はしているのですが、立ち上げないかという一般質問をしているのですが、ぜひこれは考えていくべきではないのかな。そのDMOについても、観光の知見、JTBだとか近畿ツーリストだとか、クラブツーリズムとかいろいろあるわけなので、そういうところにアプローチして、岩泉でも関係人口を構築するには、ああいうふうに人を動かしているいわゆるエージェンツのところ、旅行業者のところは私はいいような気がするのですが、そういうところも含めて考えていくべきではないのかなと思うのですが、どうですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 実は、この地域活性化の関係で、隣の宮古市さんのほうで旅行会社さんと提携をしながらやっているという事例がございます。我々のほうでも、旅行会社さんといろいろコンタクトを取りながらやった経緯も今年度あるのですが、ちょっとそこのところが今のところはまだ成立はしておりませんが、ぜひそういった分野では観光もそういった企業さん、旅行会社さんと組みながらやるというのも、これもありかなと思いますので、今後も引き続きその辺も検討してまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） その観光分野については、龍泉洞とかということだけにとらわれず、山も川も海もあるわけなので、自然をもっと活用するということを、いわゆるアウトドアで楽しめるというところをぜひ、岩泉をただ見て、おしっこして、昼食して帰るというのではなくて、滞在時間が長くなるような仕組みというのを外から提案してもらえたら、もっとよくなると思うので、ぜひ取り組んでほしいなと思います。

次に、行政のデジタルトランスフォーメーションですが、総務省のホームページを見ていたら、好事例として、いわゆる窓口、住民票の発行に関してデジタル化を図っているところがあって、もう書かなくてもいいと。あるいは公式ラインか何かで申し込むと、もう決済もできて、お金も払って、郵送で届くと。そうすると、勤務している人は、そ

の時間帯に、役場の営業時間帯に行かなくても、そういうことができるというような事例もありました。ぜひトランスフォーメーション、変革というところを岩泉でもどこかから始めたらいいのではないかなと思うのですが、やっぱりそれは外からの知見が必要だと思うので、その辺についても材料としてやるべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） DXの関係は、本町でも取り組まなければならない課題だと、これは思っております。その中で、やはりそういった人材というのですか、そういうスキルを持って、専門的などころというのは、なかなかこれは難しいところがありまして、県のほうにも要望したりして、そういった人材確保はお願いはしているのですが、まだそういったところまではいってはおりません。今後DXの分野でもいろいろ取り組まなければならない部分が今の窓口業務でも様々ありますので、これは努力してまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 次に、何で有芸はなかなか見つからないのかなと思ひまして、なぜでしょうか。勤務時間が短いとか、何か理由があるのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つには、有芸地区が今総人口173人となっております。高齢化率が50%。お話をさせていただくと、そういった地元の中でそういった時間を割きながらそこでやる方がなかなか見つからない。我々も考えているのは、その地区以外から行ってもいいのではないかなというのも様々考えるのですが、やはりそれもなかなかちょっと見つからないと。もし可能であれば、そういったことでいくというのもあるかとは思いますが、それは今後地区ともいろいろお話をしながら、人材確保のほうには努めてまいりたいと思います。明確な理由としては、ちょっとどういうことかというのとは分からないところではございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） まだ岩泉町で地域おこし協力隊を募集していない時期に、地域おこし協力隊を導入したらという一般質問も私していました。そのときの答弁が、復興

支援員は5年なので、その5年間で、3年よりは5年のほうが良いという答弁でありました。ところが、その5年のほうはいつの間にかどこかに消えてなくなってしまって、協力隊の人たちが一生懸命頑張ってもらっている。非常にいいなと思っているところなのですが、それこそ約50人の募集を、満になれば約50人になる見込みのようなのですが、50人と言わず、100人ぐらいを目標にしたらいいのではないかなと思うのですが、やはり要は地域おこし協力隊、地域活性化起業人、なぜ活性化、地域おこし、いわゆる過疎の町を何とかしたいという国の方針ですよ。なのであれば、何人でやめようかではなくて、どんどん、どんどんやれることはやると、定住化を図ると。そうしていかないと、岩泉町が本当に大変なことになってしまうのではないかな。若い人たちにもっと来てもらって、その人たちが1人で来て、2人になって子供が生まれてというふうな仕組みをつくっていくということが大事だと思うのですが、どうでしょう、目標を100人とかと言明してみませんか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私も気持ちは、そのような気持ちであります。その中で、地域おこし協力隊に来ていただいた後に、やはり定住していただきたい。町のために活躍して、皆さんとも町民の方とも仲よくなりながらやっていただきたい。そうすると、今度は受皿側、我々のほうの受ける側が、地域おこし協力隊の方々の支援であったり、フォローであったり、こういったものをしていかないとやはりトラブルになると。他市町村では、地域おこし協力隊同士であったり、町の方といろいろトラブルが出ていくというのもちよっと伺っております。本町ではそういったことがないようにフォローの体制を取りながらやっていただいています。なので、今20人隊員はおりますが、4人卒業された方は、その4人の方はもうここに定住されております。そういった効果、成果だなと思っておりますので、この受ける側の体制も、町職員が少ない人数の中でなかなかやっているのが非常に人数が増えてくるときつくなってくると。では、どうするかといえば、やはりそういう受皿をちよっとつくりたいなと思っております、そういうところで受けながら、フォローしながらやれば、これは人数をもっと増やしていく可能性はあるかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） その受皿なのですが、卒業生の人に協力してもらうとか、あるいはもっと広域で考えると、岩泉だけではなくて、田野畑にもいるし、普代にもいるし、宮古にもいるわけだから、宮古下閉伊管内で広域での協力隊の皆さんの支援をする方法というのは何だろうと。岩泉町だけではなくて、皆さんが移動もしているわけですから、それぞれに情報交換もする場があってもいいのではないかなと私は思います。なので、ぜひここは他の自治体にも働きかけてもらって、そういうところまで目標にして構築していけば、全部担当課でも担当者が抱え込むのではなくて、そういう仕組みをつくるべきではないかな。その中でもっといい意見、いいアイデアが出てくるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今現在も地域おこし協力隊の方は宮古の方とつながったり、あと県のほうでもいろいろ取り組まれております。我々もそういった広域的なところとか、今後各地域で地域おこし協力隊が増えていますので、そういった連携も取りながらやっていきたいなと思っております。その上で、やはりここに定住していただく。幸い今岩泉町のほうの地域おこし協力隊の方々、いろいろ発信もしていただきながら、いい評判というか、そういった相乗効果が出てきて、次々問合せがありますので、こういったものをどんどん続けていきたいなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） いずれにしろ、職員の方がパンクしないようなやり方というのがやっぱり大事なので、抱え込まずに、外部にそういうところをつくる、あるいは広域の中でどこかでまとめてつくってもらうとか、何かの相談窓口みたいなところは、24時間受けられるような体制というのがやっぱり必要になってくる。役場が開いていなければできないとかということではやっぱりまずいと思うので、何らかの仕組みは急務ではないのかなと、人数が増えれば増えるほど急務ではないのかなと思いますので、ぜひ構築してほしいと思います。

お願いをして、私からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで6番、三田地久志さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時35分）

令和4年第3回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和 4 年 8 月 2 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令和 4 年 9 月 9 日 午前10時00分				
	散 会	令和 4 年 9 月 9 日 午前11時49分				
出席及び欠席議員 出席13人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 已	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 4 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 9 月 9 日 (金曜日) 午前 10 時 00 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、本町で関連死を含む死者26人を出した平成28年台風10号から6年が経過しました。犠牲になられた方々に哀悼の誠をささげます。

町長を先頭に、町職員の皆さんが新型コロナウイルス感染症対策に献身的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

岩手県では、7月に入って、新型コロナウイルスの新たな変異株であるオミクロンB A. 5の急拡大等により、7月は連日過去最多を大幅に更新する感染爆発と言うべき深刻な事態となりました。8月になっても、その状況は変わりません。

WHO（世界保健機関）は、8月24日、新型コロナウイルスの世界全体の感染状況について新たな報告書を発表しました。それによりますと、8月15日から21日までの1週間の新規感染者数は、世界全体で530万6,244人。このうち日本は147万6,374人と、世界全体の新規感染者数のおよそ4分の1を占め、5週連続で世界で最も多くなりました。

さらには、同じ期間の日本の死者数は1,624人と、2週連続で、アメリカに次いで世界で2番目に多くなりました。

また、岩手日報に新型コロナウイルス感染が確認された人の居住市町村が日々掲載されるようになり、本町でもたびたび陽性者が確認されています。新型コロナウイルス感染症が我が国で最初に確認されて以来、一番深刻になっている現在の危機的状況とも言える状況について、町民に正しく認識されるように、町長が先頭に立って強く発信し、役場と町民、事業者等が一体で感染症対策に取り組むことが必要と考えますが、町長の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルスの急拡大や燃油価格・物価高騰の影響を受ける中小企業者を対象とした支援策が求められています。岩手県では、令和4年4月から9月までの間のいずれかの月の売上高が、令和元年から3年の同月売上高と比較し、50%以上減少しているもの、または連続する3か月の合計額と比較して30%以上減少している者等を対象に、原材料等支援金、家賃等支援金を支給します。しかしながら、要件が厳しく、事務作業が煩雑だという声が聞かれます。

一方、宮古市では、8月22日から「宮古市中小企業者事業継続緊急支援給付金」の申請受付が始まりました。感染症拡大や燃油価格・物価高騰の影響により売上げが減少し、事業継続のため緊急に資金を必要とする事業者を対象に給付金を支給する制度です。

対象は、基本的に農林漁業者以外で、令和元年の売上高が100万円以上の者、かつ令和4年4月から10月までのいずれか一月の売上高が、令和元年から3年の同月と比較して15%以上減少している者です。

給付額は、令和元年の売上高が100万円以上200万円未満の法人が10万円、個人が5万円。200万円以上の法人が20万円、個人が10万円となっています。非常に分かりやすいです。

本町では、子育て世帯応援、農業・林業、運輸・旅客支援等々を行ってきました。されど新型コロナウイルス感染、円安進行が止まらず、中小企業者も疲弊してきました。岩泉町スタイルの中小企業者への直接的な優しい分かりやすい支援策をつくる必要があります。町長の答弁を求めます。

次に、平成28年台風10号・令和元年台風19号被災者の国保医療費・介護保険利用料の

減免について伺います。

台風10号豪雨災害から6年が経過しました。台風10号災害からの復旧復興は、小本川、安家川に関連する事業を残しています。医療費等減免措置者から話を聞くと、「経過観察のため、いろいろ検査があるので、非常に助けられています」や、「子育てはどうしても子供にお金がかかるので、親は後回しにしています。物価高の中、病院代免除に感謝しています」と語ります。

私は、令和5年1月1日以降も減免措置を継続するべきであると考えます。もし減免を終了するのであれば、減免措置者の高齢化や生活苦の中で、「心の準備のためにも早めのお知らせ」や「支援が必要な方への配慮」も検討するべきと考えます。町長の答弁を求めます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策であります。これまでも随時ぴーちゃんねっとを通じて効果的な感染予防対策の周知を行うとともに、症状がある場合の医療機関の早期受診や相談センターへの案内など、きめ細やかな情報提供を行ってきたところであります。

また、感染者の増加が懸念をされる際などには、町のホームページやぴーちゃんねっとを活用し、町長メッセージを発信するなど、町民の皆様への注意喚起に努めてきたところであります。

さらには、町内医療機関や福祉関連施設などで構成をする官民連携会議の開催をはじめ、ワクチン接種会場におけるマスクの配布や、飲食店等での感染予防対策の徹底、感染対策経費に対する支援など、官民一体となって感染予防対策に取り組んでまいりました。

特にも重症化リスクが高い方々が利用する福祉サービス事業所や高齢者施設等に対しては、感染防止対策経費に対する支援を行うとともに、感染防止やクラスター防止対策の研修も実施をしているところであります。

いずれにいたしましても、依然としてコロナウイルスとの闘いが想定されますことから、基本的な感染予防対策を再徹底し、国、県等の対応状況も踏まえながら、引き続き町民や事業者等の皆様と一体となった感染防止対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大及び燃油の高騰や物価の上昇における中小企業者等に対する町の経済支援対策につきましては、これまでも関係者の皆様の声をお聞きしながら、様々な支援に取り組んできたところであります。

さきの7月臨時議会では、議員ご案内のとおり、運輸・旅客事業者燃料高騰対策支援をはじめ、16の新規事業を盛り込んだ総額1億6,000万円余りを予算措置し、経済対策に取り組んでいるところであります。

今後においても、町内の事業者などの現状も分析をし、国や県の対応状況も踏まえながら、適時適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号豪雨災害の被災者に対する国民健康保険医療費・介護保険利用料の減免についてであります。本町における復旧復興の状況は、県と町が手がけた災害復旧工事は全て完了し、小本川及び安家川の河川改修工事の完成が待たれるところであります。

また、被災をされた皆様の住宅再建などもおおむね完了し、日常生活も落ち着きを取り戻しつつありますことから、本制度も一定の役割を果たしたものと考えております。

一方、議員ご指摘のとおり、被災をされた方々への配慮も必要であると認識をしており、現行の減免制度につきましては、令和5年12月31日まで1年間延長した後は、見直す方向で検討しておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

なお、見直しに当たっては、個別の通知や町広報紙などで周知の徹底を図るとともに、被災をされた皆様が抱える不安や相談につきましても、引き続き関係機関等と連携をしながら、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問ありませんか。どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 新型コロナウイルス感染症の関係ですが、全国的には救急車とか病院の関係が大変な状況なのですが、岩泉町ではそういうふうなコロナ感染者の搬送とか一般の救急患者の救急車で搬送については、特別これまでとあまり変わっていないのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、和山消防防災課長、答弁。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

都会のほうでは、搬送困難事案として病院照会が4件以上、あるいは現場滞在30分以上というようなことで、そういったものが増えているというような報道がございます。ただ、この広域管内におきましては、県立宮古病院あるいは県立久慈病院が二次医療機関として診療に当たってくださっておりまして、病院収容依頼した場合に断られるというようなことは今のところ発生しておりません。

また、コロナ患者さんの搬送でございますけれども、これまで何名かございますけれども、特にそこから感染が広がったとかというような事案も発生しておりませんので、感染対策をしながらの救急活動も十分行われているのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎竟次郎君） ありがとうございます。

次に、コロナ感染と、それから燃油の高騰、物価の高騰に関してですが、答弁によりまして、さきの7月議会で16の新規事業を盛り込んだと、そういうふうに答弁がありました。その中で私がつかんでいるのは、質問の中に書いてあるとおりなのですが、それ以外の中小企業に関してのものは具体的にどういうふうなものがあるか。全ての業種に対しての支援が網羅されているのかどうか、そこのところをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ご指摘の7月の補正予算で全事業者へ網羅していないのではないかとご質問ですが、当町におきましては、国、県の支援策も見ながら、その中で当町のどこの部分に注力したならば効果があるのかと、そういった面も考えながら組み立てた予算となっております。

ます。

例えばですけれども、岩泉町は中小企業というよりも、個人事業主の方が多いい町というふうに捉えております。そういった面では、プレミアムつき商品券を活用していただくとか、そういったことを町では想定もしまして、町内の全事業者への波及効果はあるものと思っております。しかし、これで全て終わりというわけではございません。今後、町長答弁にありましたとおり、現在の状況も踏まえながら、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎寛次郎君） 質問でも述べましたが、私は業者への直接支援が必要なのではないかと。プレミアムつき商品券に関して言えば、それは業者への直接的な支援ではなくて、消費者に対する支援と。その商品券を使って物を購入したりするのですが、その商品券を使った消費者への支援ではなくて、直接的な業者への支援が必要なのではないかとこのことを言っているのですが、その点については。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ご指摘の件ですけれども、町の限られた予算の中で、中小企業全体の方へのご支援となると、本当に薄くなるわけです。こういった中小企業者の皆様への手当というものは、国、県のところでご支援を申し上げているところがございます。持続化給付金というものもございましたが、それにつきましても、それは国の制度でございましたが、町内でも90を超える事業者さんが給付金をいただいているというところで、町はそういった状況を見ながら、補完した対策を取り組んでいるということでございまして、議員ご指摘の全事業者に対するご支援というところは今後も考えていくということでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 宮古市を見ましても、支援金の額についてはそう大きいわけではないと思っています。だから、大きな支援金というわけではない。それから、あと対象の事業者にしても、申告で令和元年で100万円を超していると。そういうふうになると、中小の業者であっても限られてくると。本気になってやっていなければ100万円を突破す

るような、そういったふうな成績は残せないと。そういうふうな形の中で、業種にしてもいっぱいあるのですよね。例えば商店の関係だけではないのです。大工さん含め、その他の職も含め、その他の業種もあるのですが、そこら辺を考えると欠けている部分が多くあるのではないかと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 私も宮古市の給付金の内容を確認いたしました。そうしましたら、県が創設しました給付金に若干手直しといたしますか、ハードルを少し下げた形での給付内容となっております。当町でも県の状況を見ながら、旅客、燃油高騰対策などは、県の事業がこれはいいなということで、それをまた少しアレンジしまして、そういった内容も支援してきたところでございますけれども、まず全事業者の方が疲弊をされているというお話ですけれども、これにつきましては、場合によっては価格転嫁できる事業者もあると思います。そういったことから、今後岩泉商工会と連携して、再度町内の事業者の皆様アンケート調査を行いまして、実態を把握して、それで必要な対策を考えていきたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） 商工会によるアンケート調査の話が出ました。これは、しっかりとやってほしいと思います。ありがとうございました。

それから次に、台風10号、台風19号の国保医療費と介護保険利用料の関係に入りますが、答弁ありがとうございました。それで、答弁の、私も気になっているものがあるのですが、それはこういう形の中でいろいろな財政的な問題もあります。そういった点を含めまして、延長してから1年が経過した後のことについてはどういうふうな形で検討しているのか、その点についてお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、国保については町民課で、介護のほうについては健康推進課のほうで担当しておりますけれども、同じ考え方で進めておりますので、私のほうで一括して答弁させていただきますけれども、令和5年12月31日まで延長した後は終了する方向で検討しているところです。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎竟次郎君） その際には、質問でも述べましたが、やはりいろいろな課題を抱えている方たちがたくさんいます。そういうふうな方も包み込んでいけるような、そういう方向に持っていければいいなと今から考えております。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで7番、林崎竟次郎さんの質問を終わります。

次に、2番、佐藤安美さん、どうぞ。

〔2番 佐藤安美君登壇〕

○2番（佐藤安美君） 2番、佐藤安美です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

近年、林野火災が多発しており、本町でも昨年度、本年度と2年連続して林野火災が発生しております。

本年4月3日の林野火災では、火災現場で消火活動に当たっていた消防団員3人が人的被害を受け、そのうち1人が県防災ヘリコプターからの散水を背中に受けて胸腰椎を骨折する大事故になりました。

消防団員は、町民の生命と財産を守るため、使命感を持って活動していますが、建物火災はもとより、林野火災ともなれば、火災現場での消火活動には危険が伴います。

昭和58年4月に発生した大川地区での林野火災では、48時間で1,626ヘクタールを焼く大惨事となり、損害額は、人工林、天然林合わせて約7億円にもなりました。

出動人員は、2日間の消火活動で、町内の全分団をはじめ、葛巻町消防団の応援出動もいただき、延べ2,784人と記録されております。

当時、消防団員だった私も民家への延焼を防ぐなどの消火に当たり、散水器を背負って山中に入り、残火消火活動を行う中、実際の火災現場がいかに危険にさらされているかという恐怖感は今でも鮮明に記憶に残っています。

自衛隊機6機のヘリコプターが上空からの消火剤散布をしましたが、岩泉高校の校庭をヘリポートにしたため、往復時間がかかったのも記憶しています。

現在でも、給水場所は本町の中心部からのようですが、林野火災は短時間でいかに上空からの散水ができるかによって延焼を最小限に食い止められるかだと思っています。

そこで、各地区に河川の給水場所を整備すべきと考えます。森林面積は、本町総面積

の93%に当たり、まさに岩泉町は森林の町であります。この広大な財産を守るためにも、各地区に給水場所の設置は必要不可欠と考えます。町長の所見をお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、佐藤安美議員のご質問にお答えをいたします。

近年の林野火災の対応につきましては、防災ヘリによる空中消火が主流となっております。

県等の関係機関では、火災発生から初動までの対応が確立されており、火災の規模によっては、隣接する他県の防災ヘリや自衛隊大型ヘリの応援要請など、被害を最小限に食い止められるよう体制が整っているものと認識をしております。

町内の防災ヘリの離着陸場につきましては、昭和58年の大川地区の林野火災当時は未登録でありましたが、平成8年に防災ヘリが運航を開始して以降、航空隊員による現地調査が行われ、現在9か所が登録をされております。

この付近には、給水源となります河川、防火水槽、消火栓またはプール等が隣接しており、町内全ての箇所ですべての防災ヘリの給水が十分行える状況となっております。

また、本年4月の安家地区の林野火災におきましては、防災ヘリによる空中消火活動の中で、火災現場直近の河川から、ホバリングでの給水を行っておりますが、この給水場所の確保につきましては、航空隊員による現場の判断が基本になるものと伺っております。

このようなことから、議員ご提言のありました河川の給水場所の整備につきましては、火災発生場所における現場の状況により、総合的な判断が必要になるものと捉えており、関係機関とも連携をしながら調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、再質問ありませんか。どうぞ。

○2番（佐藤安美君） ただいまの答弁で、現在9か所が登録されておりますという答弁でございましたけれども、その9か所登録されている、地区別の箇所をお願いいたしま

す。

○議長（菊地弘巳君） それでは、和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

地区別と申しますか、そこの名称をお伝えしたいと思います。まず、岩泉中学校、龍泉洞青少年旅行村グラウンド、ふれあいらんど岩泉、旧小川小学校、旧釜津田中学校、小本小学校・小本中学校の屋外運動場、大牛内育成牧場、旧安家中学校、有芸小学校の9か所でございますが、ご承知のとおりふれあいらんどにつきましては現在ちょっと使えないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） ありがとうございます。本年4月の林野火災には、防災ヘリが川に給水しようと試みた話を伺いましたけれども、今の答弁で旧安家中学校と言いましたので、いずれその試みた話は聞きました。その結果は、どのような結果だったのかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） 河川からの給水を防災ヘリがじかに試みたということでよろしいでしょうか。まず最初は、岩泉中学校で給水して消火活動を開始しました。その後、防災ヘリの判断で、安家川から直接自給水できないかということで何回か給水してみたようです。ところが、大体バケツに600リットルぐらいで通常は水を入れて消火するのですけれども、水深が浅かったためか200リットルから300リットルぐらいしか取れなかったというところをもって、現場でのホバリングでの給水ということが地上隊のほうにも伝わってきて、それに切り替えたというところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 2番、質問ありますか。それでは、2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 分かりました。安家地区で本年度と昨年度も林野火災が発生しておりましたけれども、昨年度は岩泉中学校から給水したと伺っております。そのときに旧安家中学校のプールも指定されていながら、なぜ岩泉中学校まで給水に来たのか。また、プールは使用できるように管理されていたのかどうかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

申し訳ございませんが、旧安家中学校のプールに関しては、ちょっと私認識を持って
ございませんでした。管理が今どうなっているかというのを、申し訳ないのですけれど
も、ちょっとお答えできないところです。申し訳ありません。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 先ほどの9か所の登録になっている中で、旧安家中学校のプール
と答弁ありませんでしたか。

○議長（菊地弘巳君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

旧安家中学校にはプールはないということでございます。旧安家中学校のヘリポート
で給水場所と、ヘリポートには指定しているわけですが、その際の給水について
は安家川から給水してやるということを考えてございます。

一般のホバリングによる給水というところをもう一度お話しさせていただきたいわけ
ですが、火災現場直近に安家川が流れておりまして、その直近に休耕田がござい
ました。防災ヘリのほうが上空で消火活動を継続していく中で、その休耕田の上でホバ
リングしながら、小型ポンプから給水を受けて、バケツに給水をして、直近からの消
火活動、それに切り替えたというところのお話でございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 今の答弁は、本年度の答弁のようですが、私が先ほど質問
したのは昨年度、多分私の記憶であれば年々地区と記憶しておりますが、そのときに岩
泉中学校を給水場所としてヘリが飛んできたと話を伺っておりますが、そのときに安家
地区の河川であろうが、プールであろうが、給水ができなかったことは、その理由をお
聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

年々での火災、昼の火災だったと思います。消防団員の招集の部分ですが、な

かなか日中の消防団員の確保というのは正直難しいところがございます。そうした中で、防災航空隊との連絡を取りながら、どこから空中消火を開始したら一番スムーズに行くのかというところをもって、人員を確保できる岩泉中学校で給水をして消火活動をする、そういった判断をしたというところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 今の答弁であれば、消防団員の確保もなかなか難しく、岩泉中学校という答弁でしたけれども、給水場所が仮にプールとなった場合には、プールに自動車ポンプ、あるいは小型ポンプで給水する活動も必要になってくると思います。たまたまプールに水がたまっていれば、そのまま給水していけると思いますけれども、やはり河川の給水場所というものは非常に必要になってくると思いますので、何とか先ほどの9か所の答弁は、河川の給水場所はあまりないようですので、やはり河川であれば、ヘリコプターが直接に給水できると思いますので、河川の給水場所整備、今後増やしていく考えがないか伺いたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、各所、数多く給水場所があるということに関して申し上げますと、それは非常に有効であろうというふうには思っております。給水方法につきましては、先ほどから申し上げているとおり、航空隊による自己給水とポンプ車等からの地上の給水というこの2つになるわけでございます。なかなか気象状況、地理、地勢等によって、どこにできるかと、適正であるかというのはなかなか選定作業も難しいところであろうというふうに思っております。また、林野火災がどこで発生するか分からないというような状況で、どこに整備するのがちょうどいいのかというその判断もなかなか難しいところがございます。そうした中で、議員ご指摘の給水ポイントが遠いということで、散水と散水の間にかかってしまうという部分に関しましては、東北ブロックでは隣県の防災ヘリの応援が組まれてございまして、新潟を入れた東北7県、これに7つの防災ヘリがございます。仙台消防局には、宮城県防災ヘリのほかに仙台消防局が1機保有してございまして、全部で8機ございます。給水ポイントが遠いことによって

効率的な空中消火ができないというような場合には、この応援のへりの数を増やして短時間で消火できるような形、それが今取られている手法でございます。答弁でも申し上げましたけれども、さらに大規模な火災となりますれば、時期を失することなく自衛隊の大型へりを要請するという事で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） ありがとうございます。まず、本町は森林の町でありますので、有事の際に何とか最小限に食い止められるような給水場所整備に努めていただければよろしいかなと思いますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで2番、佐藤安美さんの質問を終わります。

次に、4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和4年第3回岩泉町議会定例会に当たり、直面する町政運営課題の一端について一般質問を行います。

早速質問に入ります。最初に、森林整備の基本的な方向についてお伺いします。

岩泉町は、町内全域が山々に囲まれた森林の町です。町土の約93%、9万1,000ヘクタール余りに及ぶ広大な森林面積を有しています。そのうち民有林は、林野のおよそ3分の2、6万1,000ヘクタール、ほか国有林3万ヘクタールとなっています。

町長は、この民有林の森林整備を長期的な視点に立って構想し、政策を考えて、町の活性化につなげていかなければなりません。町のほぼ全域を占める森林の整備と有効な活用を図ることが町の振興発展につながることにあります。

そこで、まずは町の森林、林業の現況、特徴をどのように捉え、今後の森林整備の基本的な方向をどのように進めるお考えか、町長のご所見をお伺いします。

本町の森林は、概観してみるとおり大部分が広葉樹で覆われています。民有林は、4万1,000ヘクタールが広葉樹林。人工林率、面積は、33%、2万ヘクタールで、うちアカマツ林が1万1,000ヘクタールとなっています。人工林の半分以上を占めるアカマツ林は、天然アカマツ林を合わせると2万ヘクタールを超えるアカマツ樹林帯が形成されています。岩泉の森林は、広葉樹林とアカマツ林が多いことが特徴で、この整備と有効な活用

が柱となります。

広葉樹の用途としては、主にチップ・パルプ材として活用され、地域の山、山林が経済活動の一翼として動いているのが現状です。以前、コロナ禍の影響などから、一時チップ工場が減産、休業するなど、木材の搬入が滞る事態が起きています。広葉樹林が安定的に継続して販売先が広く確保され、山が動くことが大事であります。

さきに委託調査した木質バイオマス活用の事業化などを含め、広大で多様な広葉樹林資源の利活用対策をどのように進めていく考えか、中長期的な観点を踏まえてお伺いします。

アカマツ樹林の活用としては、これまで長伐期施業化による育林を図るとともに、その樹下を活用したマツタケ増産策に取り組んできました。ふるさと創生事業を機に始まった振興策により、「いわいずみまつたけ」ブランドが確立し、マツタケの産地化が形成されています。

マツタケの生産振興の継続かつ新たな取組などを含めて、アカマツ樹林帯の整備、活用に今後どのように取り組んでいくお考えかお伺いします。

次に、持続可能な森林整備・林業振興の展開についてお伺いします。

本町では、大規模な森林所有者がいる一方で、10ヘクタール以下の森林所有林家が全体の6割、約800戸を占めるなど、大部分は小規模な零細な林家となっています。国では、小規模林家などの森林整備を促すため「森林経営管理制度」を制定し、令和元年度から取り組んでいます。

この制度は、本町にとっては画期的な仕組みであり、制度の趣旨が図られ、林業の成長産業化を支えていくものになるように努めることが求められます。

現在、意向調査に取り組まれていることと思いますが、これまでの調査結果の状況と今後の調査予定をお伺いします。

経営管理を委託しようとする森林所有者の仕分、森林を経営管理する林業経営体の育成は今後どのように進めるのか、この取組内容とスケジュールをお伺いします。

今述べました森林経営管理制度に合わせて、森林の整備等に必要な財源を広く等しく負担を分担し、森林を支える仕組みとして森林環境税・同譲与税の制度が創設され、令和元年度から町に森林環境譲与税の譲与がされています。

この使途は、これまで申し述べてきた森林の整備活用、林業の振興、町有林経営、森林経営管理制度への取組など、町の森林整備、林業振興を推進するためのものであります。森林環境譲与税の実行計画、ロードマップを策定し、見える化して展開することが肝要であります。どのように進めるお考えかお伺いします。

特に、森林づくり、森林経営、林業振興などを担っていくためには、林業担い手の養成確保、林業経営体の育成強化、森林組合の運営強化など、森林・林業を担うマンパワーの育成確保は不可欠な要素であります。どのように取り組むお考えかお伺いします。

次に、適切な町有林の経営管理について3点伺います。

町では、約4,000ヘクタールに及ぶ所有林を有し、本年度は今後5か年を期間とする町有林経営計画を策定する年度と伺っています。直営林の人工林率、面積は、40%、1,500ヘクタール。樹種の割合は、アカマツが6割、カラマツが3割などとなっています。

林内の人工林は、10、11、12齢級の割合がそれぞれ2割近くを占めるに至って、徐々に主伐期を迎えています。収入を確保する観点からも、販売を考えた施業をする段階にきています。

そこで、最初に、今後の立木販売計画はどのようにするお考えか。あわせて、長伐期施業などの搬出間伐面積、間伐の売払いはどのようにする計画かお伺いします。

また、広葉樹林は、11齢級以上の林分が全面積2,000ヘクタールの8割を超える状況と伺いました。そうしますと、大部分が樹齢55年以上の森林となります。売払いができない客観的な理由があれば別であります。販売を考慮した施業を進めてはどうでしょうか。今後の活用計画、販売計画をお伺いします。

2点目は、公有林として町有林の多目的利活用の推進であります。これまで森林整備・保全活動の場として「企業の森」事業に3社が加入しています。植樹祭・育樹祭の開催、昭島市との「友情の森」設定と活用、森林整備ボランティアの結成など、森林のフィールドを提供した交流活動が取り組まれています。さらに、これらの積極的、継続的な活動を行うべきでありますし、新たな事業実施や展開を図るべきであります。どのように取り組むお考えかお伺いします。

3点目は、所有森林の適正な活用と管理であります。山の境界、立木の監視など、林野の巡視、管理はどのように行われているかお伺いします。

また、マツタケ発生展示林や試験林は、継続した整備を図るとともに有効な活用を図りたいところです。マツタケ等、キノコ、山菜など林産物の採取、林野の開放への対応などはどのように行っているかお伺いします。

次に、生活に身近な道路の整備についてお伺いします。

平成28年の台風禍により壊れた道路、橋梁等の公共施設は、復旧整備が図られ、きれいになりました。集落によっては、家の前にそれぞれ橋梁も架けられ、2つ、3つ、4つと並んで整備が図られています。

他方で、台風災害以前から日常使用している道路で不便を解消すべく、町道、生活道として町に整備を切望しても図られることなく、いまだに通行に支障を来し、困っているところが散見されます。

具体的に場所を挙げますと、1か所目は大川地区・宇津野地内の道路です。この道路は、急峻で、強雨のたびに路面が流され、デイサービス等介護福祉車両などの通行に支障を来しています。

2か所目は、裳綿地区・関屋地内、寺院の西側方面の道路です。ここは、道路沿いに住家があるところですが、幅員が狭く、救急車も通れない道路で、住民は不便で不安を抱いています。また、裳綿地区・浦場地内の道路は、台風災害で道路がなくなり、道路の確保、整備が望まれています。

3か所目は、有芸地区の平内林道で、ここは路線が急なことから、冬期間、殊に積雪時の通行に困難を来しています。一部路面を下げるなどの補修を施してほしい場所ともなっています。

4か所目は、町の開発に向けての町内中心部の川崎惣畑地内の道路開設です。町では、懸案であったこの道路整備に向け調査を進めていますが、調査の取組状況と整備の見通しをお伺いします。

これらのほかにも通行に困っている道路整備を講じなければならない箇所があると思います。これまで整備が図られないできた理由は定かではありませんが、早急に整備を講じていただきたく今回あえて取り上げたところです。

中居町長の町政運営の基本姿勢“一丁目一番地”は「町民に寄り添った町政の推進」であります。ぜひとも町民の日常生活で困っている道路の整備に手を差し伸べていただ

きたい。町民に寄り添った町政運営をしていただきたいと思います。どうか地域の事情をご賢察いただきまして、これらの道路の整備に向けた町長の前向きな答弁をお願いします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町の森林、林業の現況、特徴であります。議員ご案内のとおり、本町は森林資源を豊富に有しており、その利活用は重要な町政課題の一つであると認識をしております。

長らく林業・木材産業は低迷が続いておりましたが、近年は、針葉樹の木材価格が上昇傾向にあることから、針葉樹の素材生産が盛んに行われている状況にあります。

現在の民有林は、戦後造林をした針葉樹が主伐期に入ってきており、事業主体においては、高性能林業機械を導入し、生産コストを下げながら、造材している状況にありますが、作業従事者の高齢化や新規就業者の減少が課題となっており、就業者を確保するための取組が重要であると考えております。

また、森林所有者の傾向として、森林に対する投資意欲が薄れてきており、再造林が進んでいないことが、林業の持続化や主伐後の再造林の大きな課題であると捉えております。

このような状況を踏まえ、基本的には次の3つの方針に重点を置いているところであり、課題解決の取組等については、森林環境譲与税を活用した「森林・林業・木材産業に関する事業実施計画」の策定作業を現在進めているところであります。

まず、1つ目の方針であります林業事業体の経営力の向上と人材育成の推進についてであります。広大な森林面積を有する本町の森林整備・資源の有効化を進めるに当たっては、現場を担う林業事業体及び現場作業員の確保が必要不可欠でありますことから、林業事業体の生産性の向上や人材の確保などを進めてまいります。

2つ目は、針葉樹を主伐した後の再造林の推進であります。戦後に造林をした針葉樹が伐期を迎え、素材生産が盛んに行われておりますが、針葉樹林における公益的機能

の保持に必要な不可欠な再造林を推進してまいります。

3つ目は、木材加工産業の活性化と地域内経済循環の推進であります。

木材加工業者も、作業員の高齢化や設備の老朽化等の課題が山積しておりますが、町内で産出された木材を町内で加工することにより、地域内の経済循環につながるものと認識をしておりますことから、木材加工産業の活性化を推進してまいりたいと考えております。

次に、広葉樹資源の利活用対策についてであります。ご承知のとおり、広葉樹はチップ原料として活用されることで経済効果が生まれている状況にあり、町といたしましては、現状のチップ・パルプ材としての活用を主軸に、広葉樹の素材生産が落ち込まないよう対策を講ずる必要があるものと考えております。

なお、木質バイオマス活用の事業化につきましては、採算面の課題もありますことから、今後の研究課題とし、現在廃ほだを熱源として活用する設備導入について検討しているところであります。

また、国の制度であります、適正管理が行われる森林にクレジットを付与する「J-クレジット制度」の導入を研究しながら、二酸化炭素の排出削減や、森林資源を無駄なく活用する取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、アカマツ樹林帯の整備・活用についてであります。アカマツは過去の雪害により被害を受け、広葉樹との混交林化が進み、素材生産としての期待がそれほど高くない状況にあります。

現状では、マツタケやアミタケなど、キノコの発生環境となっておりますことから、生産者をはじめ、専門機関からの情報や意見を収集し、林産物の生産の場として、アカマツ林の整備・活用を研究してまいります。

次に、森林経営管理制度につきましては、森林所有者の意向調査を令和元年度に大川地区、令和2年度から3年度に小本地区で実施したところであり、大川地区については、森林組合と連携をし、集約化した森林経営計画1件の策定につながったところであります。

現在、取りまとめ、分析している小本地区の調査結果を含めながら、引き続き集約化等を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度の意向調査につきましては、有芸、猿沢、鼠入地区を行う予定であります。

森林所有者の仕分、林業事業体の育成につきましては、現在進めている、森林環境譲与税を活用した「森林・林業・木材産業振興に関する事業実施計画」の策定に向けた取組の中で検討してまいります。

森林環境税の実行計画、ロードマップの策定につきましては、今後計画案を作成した段階で、林政審議会や町議会に対しまして、ご協議を申し上げたいと考えております。

林業担い手の養成確保と林業経営体の育成強化につきましては、高校生の体験会の開催や地域おこし協力隊の募集に取り組んでおり、本年度においては林業アカデミーへの入校が3名となっております。

また、地域おこし協力隊の林業部門は、問合せも比較的多いことから、これの継続と林業経営体の経営強化策に取り組みながら、人材の確保に努めてまいります。

なお、森林組合の事業強化につきましては、関係機関と定期的な協議を実施しており、今後も積極的に情報交換をしてまいります。

次に、適切な町有林の経営管理についてであります。議員ご指摘のとおり、町有林の人工林については、主伐期を迎えているものもあり、町としても主伐を進めていく必要があるものと認識をしております。

これまで台風第10号災害の復旧事業により、立木の売払いを中断しておりましたが、復旧事業もめどが立ったことから、今後は台風災害による作業道の損壊状況や、主伐後の再造林に係る補助事業の導入も検討しながら、計画的に施業を実施し、この中で搬出間伐面積の調査や間伐材の売払いについて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、広葉樹につきましては、森林整備事業補助金を活用しながら更新伐を実施しており、今年度においても鼠入甲地事業区において施業中であります。

広葉樹の更新伐については、現状、補助金を活用しても採算性の確保が難しいという厳しい状況にありますが、町内業者からの引き合いもありますことから、F S C認証材の供給など、引き続き伐採に適した施業箇所の選定を進めてまいります。

町有林の多目的利活用の推進につきましては、議員ご案内のとおり、「企業の森」や「友情の森」を設定し、森林を活用した交流人口の拡大に取り組んでまいりましたが、現在

は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン形式で企業の新入社員の研修や、昭島市の児童と本町の児童との交流等を実施しております。

今後は、感染状況を見極めながら、これまでの交流を再開させるとともに、観光関係における活用や、F S C 認証林を中心とした環境教育等への町有林の活用を検討してまいります。

町有林の管理につきましては、岩泉町森林組合に業務を委託し、定期的な巡視やプロット調査、測量作業等を実施しております。

町有林への入山・林産物の採取・林野開放につきましては、入山申込みがあった場合、原則として町民を対象に入山を許可し、山菜やキノコ等の林産物の採取についても、自家の消費用として採取する場合に限り許可しているところであります。

また、畑わさびの圃場や野生動物の生息調査等への貸付けも行っており、いずれも町有林管理規則に基づき適切に対応しているものであります。

なお、松橋町有林でのマツタケ採取につきましては、まつたけ生産組合の加入者に対し、入山及びマツタケの採取を認めているところであります。

次に、生活に身近な道路整備についてであります。具体的な案件を取り上げてご質問をいただいておりますので、その対応状況等を含めご答弁を申し上げます。

まず、1点目の大川地区宇津野地内の道路についてであります。この道路は国道340号に通じる生活道であり、ご案内のとおり、特にも入り口側が急峻な道路と認識をしております。

過日の大雨により、路面洗掘の被害があった際にも、地域住民と共同で路面補修を行ったところであります。本道路の改修等につきましては、町の生活道整備補助事業の対象となりますことから、事業の活用を提案しながら、生活環境の向上を図ってまいります。

次に、2点目の斐綿地区関屋地内の道路につきましては、宅地に接した幅員が狭い道路と認識をしております。

この道路整備につきましては、地域の方から生活道整備補助事業の活用に対するご相談があり、事業の内容等をご説明したところではありましたが、現在申請に至っていない状況でございます。

このことから、今後におきましても、地域への必要な情報を提供し、丁寧な説明を継続してまいりたいと考えております。

また、同地区浦場地内の道路につきましては、田中橋上流側の町道日影線から既存道路に接道しており、この道路整備を希望する場合、条件が整えば生活道整備補助事業の対象となりますことから、本事業の活用を提案してまいりたいと考えております。

なお、現在、国道340号袋綿バイパス側から住宅付近までは、私道によって車両通行が可能な状況になっていると伺っておりますことから、当面の日常生活に支障はないものと認識をしております。

次に、3点目の有芸地区平内林道につきましては、急峻な道路であること、また一部路面の掘り下げ要望があることは私どもも認識をしているところであります。

本道路の改良を進める場合、隣接地権者の協力や補助事業の導入等の財源確保も必要になりますことから、情報収集等を行いながら、当面は除雪等、日常生活に支障を来さない対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、4点目の岩泉地区川崎惣畑地内の道路開設に向けた調査の取組状況と、その見通しについてであります。現在工事用道路として使用されている川崎地区の地権者へ道路整備に関する意向調査を行っているところであります。

調査にご協力いただいた大半の方から、道路整備の必要性と用地協力への意向を確認したところであり、引き続き残る地権者への調査を行ってまいりたいと考えております。

今後、全地権者の意向等を踏まえ、丁寧に説明を行い、道路整備の方向性について、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問はありませんか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） 再質問をさせていただきます。

まず、森林整備の基本的な方向性についてであります。森林、林業の現況、あるいは課題を踏まえ、森林・林業・木材産業に関する事業実施計画を策定するというところであります。町長の森林、林業に対する強い意気込みを感じたところであります。よろしくどうぞお願いをいたします。

それで、この内容について若干、具体的にはまだ詰まっていられないのかもしれないけ

れども、お尋ねします。まず、事業実施計画なるものは、期間とか、どのようなスパン、あるいは森林環境譲与税を使つての計画との答弁でありました。足りなければ、ほかにもいろんな補助制度等々もあるかと思ひますので、含めて、この概要というか、計画のまづは概要をどのように、今制度設計までいかないのか、概要をどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長、答弁、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

町長答弁にございました森林・林業の実施計画についてでございますけれども、今年度策定作業に入っております。まず、林業事業体の皆様、あるいは木材加工の皆様のアンケート調査を実施したところでございます。その中で、やはり事業体の皆さんの課題等が見えてきてございますので、そこら辺を踏まえながら、3つの方針を策定し、現在実施計画の細部について関係者等と詰めている状況でございます。

なお、計画の期間につきましては、長いスパンの森林整備というところもございまして、未来づくりプランとの整合性も図りながら、当面4年ぐらいの実施期間で事業の計画を具体化していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 3つの方針でということですが、大きな課題、林業事業体、作業員の確保でありますけれども、まずこれが大事かと思ひます。これに関して、作業員の労働環境確保もそうありますが、待遇と申しましうか、環境の改善、これをやっぱり上げていかないと駄目なのかなというふうに思ひます。いろんな国、県はじめ、町でもやっているのかな。それについて、やっぱりこれも併せて大事なことだと思ひますので、例えば今まで介護現場あるいは保育士等々はじめ、いろんなところで話題になって、それも上がっています。給料と申しましうか。そうしたことで、まさに過酷な林業現場で働いている人が、ほかの産業から比べると決してやっぱりよくない厳しい環境かなと思ひます。これについてもやっぱり取り組むべきだと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

林業事業者の皆様の雇用環境、待遇面等についても、今回のアンケートでも聞き取ってございます。やはり他産業、建設事業者あるいは製造業者の賃金、日額等から比べますと高くないという状況が見えてございますし、この中で若い方々も近年は就業、定着している状況もありますが、これのやはり待遇面については改善していかなければならないというふうに考えてございます。その対策については、今後具体的に検討していくところでございますけれども、魅力ある産業として、林業として成り立つための収益性の向上を図るのが一番大事かなというふうに思っております。

なお、環境面の改善については、これまで高性能林業機械等の導入により進んできている、改善が見られているというふうに捉えてございますので、こちらのほうについても引き続き支援をしながら、環境面にも支援をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） あと、再造林あるいは林業木材加工産業の活性化、これはまだ細部は詰まっていないということですか。では、詰まった段階でお示ししていただければと思います。

それで、次に広葉樹林の利活用のところで、広葉樹林の活用、ご答弁のとおりかと思いますが、木質バイオマスはちょっと研究段階で、やる予定がないということ。

廃ほだの導入について検討していると前から度々ご答弁はいただいておりますが、どのような今段階で、どのように、いつまでにというか、今これを導入しようとしているのかお尋ねします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

バイオマス事業につきましては、現在きのこ産業の廃ほだを活用した熱利用ということで、先般国のほうで制度になりました事業を今要望している段階でございまして、その採択につきましては、先般採択の方向性があるということで内示をいただいたところでございます。関連する予算につきましては、直近の議会のほうに提案できるように今内部で検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 次に、広葉樹の活用のところ、J-クレジットの制度も導入を研究すると言っていましたが、県行造林、県でもやっていますので、今年20社ぐらい入っているのかな、これはぜひ進めていただきたい。面倒なことはないのかなと思います。

あと、それでは次のアカマツ樹林帯の整備、活用、ここが問題でして、問題というか、懸案事項かなと思いますが、ご答弁にあったように、素材生産としての期待がそれほど高くない状況と。まさに植えて、大部分が岩泉、岩手県がそうであります、アカマツを奨励して、これまで機関造林を中心としてやってきました。それがあと尾根沿いに残っているだけで、森林簿でデータにある、私示した面積等々を、それらのおりには確かにいっていない面もあるのかなとも思います。こういうことをしゃべっていけないのかどうか分かりませんが、現実あるのかなと思います。

それで、実は森林・林業白書もちらっと、だあっと読んだのですけれども、アカマツは全然出てこないのです。ちょこっとも出てこない。それぐらいもう全国的な森林林業界でも目も向いていないのかなと思っていました。でも、岩手県、このアカマツですので、これを何とかしなければいけないと思います。県の林業界あるいは県の林政を担当する、あるいはこの方々とやっぱり一体となって、長伐期含めて、これも伐期が来ますので、主伐の時期が来ますので、あるいは長伐期にやっていくのだから、混合林の中で整備していくのか含めまして、やっぱりこれは私が言うまでもなく、担当課長としてはそのように思っているのかもしれないけれども、これの方向をどうしようとしているのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員ご案内のとおり、アカマツの造林については岩手県では一番多い樹種というふうになってございます。しかしながら、やはり雪害等により思うような成長を見られないのが実態でございます。これによりまして、広葉樹と一体となった林地環境がつくられているという状況にございます。しかしながら、アカマツにつきましては、建築の用材としての根強い需要もございますので、いい材として活用するというのが一番いいのかなと思ってございますので、広葉樹とアカマツ林を一体

的な整備によって山林の価値を高めていくということが重要なのかなというふうに考えてございます。

活用につきましては、町としても大きな課題であるというふうな認識をしておりますが、建築の用材の活用のほかに、利用できない部分のアカマツについてはチップ化して、発電用の燃料あるいはパルプ材としての活用が有効ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 次に行きます。林業体の育成あるいは働く方々の確保でありますけれども、これは先ほど最初に触れました。これらの中核となっている、林業の中核となってこれらを進める森林組合事業強化のご答弁が、なお書きでご答弁があります。私どうしているのかなと思って、なかなか行っても聞けないこともあったりして、ホームページを見ました。町の森林組合。なかったわけではありますが、なかったというか、事業が。それで、隣の葛巻の森林組合をホームページ見ましたら、企業の森の取組とか社会貢献、CSRの取組とか、要はあそこはアカマツを中心にした地域の森林資源の循環利用の推進というふうなことで上がっております。動いているなと思って、動いてもいるというか、活発にやっているなと思って、感じました。それで、岩泉は森林の町、林業の町でありますので、県の林業、県の林務事務所、今出張所もありますし、あるいは町もある。そして、森林組合も町の中の環境と申しまししょうか、それらありますので、これらが一緒になって、やっぱりこれらを進めていってほしいなと思っておりますが、しているのかなと思います。これについてなかなか質問もしづらい面がありますけれども、事業強化等については町としてはどのように考えているのか、森林組合も、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 町の森林組合につきましては、町長答弁のとおり、関係機関と定期的に協議をしているところでございます。情報交換をしているところでございます。その中で、町のほうの森林組合につきましても、経営の改善のポイントをつかんでございまして、隣接する葛巻町の森林組合のほうにも足を運びながら研修等を今

実施しながら、経営力の向上について今鋭意努力されているという感じで捉えております。町といたしましては、直接的な関与はできないものでございますけれども、情報交換をしながら、森林組合の役割を機能強化できるように努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） ちょっと細かい具体的なことになりますが、1点だけ。町有林の多目的な利活用。これで、前にF S Cの森林認証の森、企業の森事業で、あれは三菱U F Jの信託か投資銀行が今やっているわけですが、これらの状況と、あと森の町内会の紙を使っている、間伐を今どの程度出してきて、どの程度今間伐をやっているのか、この2つについて簡単にお答えいただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 企業の森、三菱U F J国際信託様との関係でございますけれども、コロナの関係で残念ながら直接的な交流はできない状況にございましたが、昨年度におきましてはウェブでの新入社員の研修という形に置き換えて実施してございます。今年度におきましては、コロナの状況を見ながら、直接的な事業ができればいいなというふうに考えているところでございます。

もう一点のご質問の森の町内会の事業につきましては、毎年需要を見ながら、それに向けた生産をしてございますので、現状まだそれほど大きな展開にはなっていない状況にあるというところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 先ほど1つ、町有林の広葉樹林の活用、販売について、ナラ枯れが出て、ここ数年駆除、お金を出してやっているのですが、これが当たっているか当たらないかはさておいて、やっぱりそのまま50年、60年の林齢、枯木、老齢の木にしないで、やっぱりナラ枯れになる前に売ったほうが私はいいと思うのです。できるだけ売ると、かかる前に。そのほうがいいかなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ナラ枯れにつきましては、議員ご案内のとおりと私も認識してございます。発生地域を主体にしながら、やはり支援事業も事業体に活用を促すなどしながら、伐採のほうを進めていければなと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 時間ですので、最後にします。町の森林整備計画、昨年樹立しました10年間の計画です。今までと同じような計画ではありますが、その中で、最後に木材流通拠点、製材加工施設の整備と流通システムの構築を検討するというふうに書いておられますので、これはどんなことをやるのですか。計画書に書いているというのは、どういうお考えで今やっているのか伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 木材流通システムの拠点づくりにつきましては、可能性の調査を引き続きやっていきたいなというふうに考えてございますが、具体的にはまだまだ先なのかなと。当面は、まだやはり林業事業体の育成のほうが重要、先決事項かなと捉えてございますので、それを踏まえながら、可能性のほうは引き続き調査してまいりたいなと考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 終わりますが、あとはちょっと時間ですので、道路、ほかの町有林については、機会がありましたら委員会等でご質問します。

終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前11時49分）

令和4年第3回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和 4 年 8 月 2 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令和 4 年 9 月 1 2 日 午後 3 時 3 0 分				
	散 会	令和 4 年 9 月 1 2 日 午後 3 時 3 8 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 已	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和4年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月12日(月曜日)午後3時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、三田地久志さん、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 三田地久志君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（三田地久志君） 令和4年9月12日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。条例補正予算審査特別委員長、三田地久志。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査をした結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町子育て応援住宅条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第5号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第6号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第7号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時38分）

令和 4 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)						
招 集 年 月 日	令 和 4 年 8 月 2 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 4 年 9 月 1 6 日 午 後 3 時 4 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 9 月 1 6 日 午 後 3 時 5 1 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和4年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年9月16日(金曜日)午後3時40分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第1号 令和3年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第2号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第3号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第4号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第5号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第6号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第7号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第8号 令和3年度岩泉町水道事業会計決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について (産業常任委員長申し出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時40分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 令和3年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 令和3年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、三田地和彦さん、どうぞ。

〔決算審査特別委員長 三田地和彦君登壇〕

○決算審査特別委員長（三田地和彦君） 令和4年9月16日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。決算審査特別委員長、三田地和彦。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順で報告します。

認定第1号 令和3年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第8号 令和3年度岩泉町水道事業会計決算、原案認定。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、産業常任委員長から、常任委員会の閉会中の継続調査申

出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時51分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署名議員

合 砂 丈 司

署名議員

三 田 地 泰 正

署名議員

八 重 樫 龍 介
